

取 扱 注 意

用地調査等業務積算資料

高知県土木部

追録加除整理一覧表

追録を加除整理したときは、必ず、その追録号数の内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表に記入し、署名してください。

追録号数	内容現在	加除整理	整理者の署名
第1号	年 月 日	年 月 日	
第2号	年 月 日	年 月 日	
第3号	年 月 日	年 月 日	
第4号	年 月 日	年 月 日	
第5号	年 月 日	年 月 日	
第6号	年 月 日	年 月 日	
第7号	年 月 日	年 月 日	
第8号	年 月 日	年 月 日	
第9号	年 月 日	年 月 日	
第10号	年 月 日	年 月 日	
第11号	年 月 日	年 月 日	
第12号	年 月 日	年 月 日	
第13号	年 月 日	年 月 日	
第14号	年 月 日	年 月 日	
第15号	年 月 日	年 月 日	

第 1 部

基準日額及び材料単価

高知県土木部

第1部 基準日額及び材料単価

令和8年7月1日～

1 基準日額

(単位:円)

職 名	基 準 日 額	備 考
主 任 技 師	70,900	
技 師 (A)	62,600	
技 師 (B)	49,300	
技 師 (C)	42,500	
技 術 員	36,700	
測量主任技師	61,000	
測 量 技 師	52,700	
測 量 技 師 補	41,300	
測 量 助 手	37,700	
測 量 補 助 員	29,600	
普 通 作 業 員	21,900	

2 業務別単価表

(単位:円)

項 目	規 格	単 位	単 価 (税抜)	備 考
隣接境界線証明書の作成		筆	11,983	分筆を要する 筆ごとに計上
隣接境界線証明書(※委任状及び説明経過書を含む)の受領		人	37,258	
土地所在図の作成		筆	6,179	
分筆図の作成		筆	5,980	
不動産調査報告書(嘱託調査報告書)の作成		筆	53,479	
地積測量図(資料)の作成	分筆	筆	21,514	
地積測量図(資料)の作成	地積更正	筆	20,180	

※仕様書別記 18「隣接境界線証明書作成要領」の第2条による隣接境界線証明書に代わる委任状及び経過説明書を含む

注1 本業務は、標準業務日数の対象外とする。

注2 本業務は、諸経費の対象とする。

注3 「単価」は税抜き価格を記載。

3 土地の測量に伴う境界立会人等に対する立会報酬費 (単位：円)

項 目	規 格	単 位	単 価 (税込)	備 考
立会報酬日額	1日当	人	17,500	
立会報酬日額	半日当	人	8,700	

注1 技術管理課作成の労務単価一覧の普通作業員の労務単価の80パーセントの金額(100円未満の端数を切り捨てる。)を立会報酬日額として適用する。

注2 「単価」は税込み価格を記載。

4 隣接境界線証明書用(委任状を含む。)の印鑑証明書発行手数料

項 目	規 格	単 位	単 価 (税込)	備 考
印鑑証明書発行手数料	1通当	通	実費	

注1 印鑑証明書が公用申請等で交付されない場合にのみ適用する。

注2 単価(実費)については、印鑑証明書発行手数料(為替手数料、口座振込手数料等を含む。)とする。

注3 「単価」は税込み価格を記載。

5 登記簿等閲覧手数料

項 目	規 格	単 位	単 価 (税抜)	備 考
公図、地積測量図等の転写	オンライン請求・窓口交付	10枚	4,000	
土地登記記録調査	オンライン請求・窓口交付	10筆	4,454	
建物登記記録調査	オンライン請求・窓口交付	10戸	4,454	

注1 用地調査等共通仕様書第42条から第45条までに定める業務の実施にあたり、受注者が登記簿等の閲覧手数料を負担する場合は、上記により直接経費として計上することとする。

注2 上記手数料を直接経費として計上する場合は、成果品として土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本(全部事項証明書)を納入させること。

第 2 部

用地調査等業務積算資料

高知県土木部

用地調査等業務積算資料

目 次

第1編 総 則

第1章 積算資料の基本的性格	1-1
第2章 業務の分類と適用範囲	1-1
第3章 標準歩掛等	1-1
第4章 別途指示	1-1

第2編 用地調査等業務実施要領

第1章 実施要領	2-1
第2章 契約事務処理	2-2
別記様式 身分証明書の様式	2-3

第3編 用地調査等業務積算要領

第1章 適用範囲	3-1
第2章 用地調査等業務積算要領の構成	3-1
第3章 用地測量等業務積算基準	3-1
第1 適用範囲	3-1
第2 業務費の構成	3-1
第3 業務費構成費目の内容及び業務費の積算方式	3-1
第4 標準歩掛	3-1
第5 その他	3-2
第4章 用地調査等業務積算基準	3-3
第1 適用範囲	3-3
第2 業務費の構成	3-3
第3 業務費の内容及び積算	3-4
別表 設計数量表示単位一覧表	3-9
第4 共通	3-10
第5 権利調査	3-11
第6 建物等の調査	3-16
第7 営業その他の調査	3-38
第8 予備調査	3-42
第9 移転工法案の検討	3-48
第10 事業認定申請図書等の作成	3-58
第11 再算定業務	3-68
第12 消費税等調査	3-70
第5章 取扱方針	3-72
第1 工法加算	3-72
第2 数量の積算	3-73

第4編 地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）業務積算資料

第1章 工損調査等業務実施要領	4-1
第1節 実施要領	4-1
第2節 契約事務処理	4-2
第2章 公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準	4-3

第5編 用地調査等業務を単独発注した時の監督・検査等資料

用地調査等業務監督・検査要領	5-1
第1節 総 則	5-1
第2節 監 督	5-1
第3節 検 査	5-1
別記第1 用地調査等業務監督基準	5-2
別記第2 用地調査等業務検査基準	5-3
別紙1 用地調査等監督業務処理表	5-4
別紙2 用地調査等検査業務処理表	5-7
用地調査等業務監督・検査要領に関する様式	5-10

第6編 登記業務委託実施要領

第1章 実施要領	6-1
第2章 取扱方針	6-2
別添 登記業務共通仕様書	6-12

第7編 参考資料

数量計算書	7-1
別紙 閲覧手数料	7-40

第1編 総 則

第 1 章 積算資料の基本的性格

この積算資料は、高知県土木部が所管する用地調査等業務の諸手続と積算基準及び標準歩掛等の一般基準を定めたものである。

特別の条件により、この積算資料によることが明らかに不適当な場合には、別途承認を得る等により積算することができる。

第 2 章 業務の分類と適用範囲

用地調査等業務とは、土地等の取得等に係る土地等の測量及び調査に関する業務をいい、高知県土木部が所管する公共事業に適用する。

この業務を発注する場合の費用の積算に当たっては、第 3 編第 3 章「用地測量等業務積算基準」、第 3 編第 4 章「用地調査等業務積算資料」及び第 4 編第 2 章「工損調査等業務積算基準」を適用し、契約方法は委託契約によるものとする。

第 3 章 標準歩掛等

用地調査等業務は、高知県統一の積算基準及び標準歩掛を基本として構成しているものである。

第 4 章 別 途 指 示

統一資材及び労務単価

第 1 部基準日額及び材料単価とするが、その他は高知県制定の「設計および測量調査業務積算資料」を準用し、別途指示する。

※ この積算資料の問い合わせは、用地対策課に行うこと。

第 2 編 用地調査等業務実施要領

第1章 実 施 要 領

第1（通則）

業務の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2（立入り）

事務所長（本庁所管課・室長を含む。以下同じ。）は、用地調査等業務を行う者が土地等に立ち入ることができるよう、立入りについてあらかじめ当該土地等の占有者の承諾を得ておくものとする。

第3（立会い）

- 1 事務所長は、用地調査等業務を行う者が当該土地等の占有者の立会いのもとに用地調査等業務を行うことができるよう、あらかじめ占有者の了解を求めておくものとする。
- 2 事務所長は、土地等の占有者の立会いが得られないとき、得られる見込みがないときその他必要と認められるときは、所轄市町村長に依頼し、当該土地等に関して知識を有する者の立会いが得られるように措置しておくものとする。

第4（予定価格の積算）

予定価格の積算は、第3編第3章及び第4章に定める「用地測量等業務積算基準」及び「用地調査等業務積算基準」によるものとする。

第5（契約を変更する場合の契約予定価格の積算）

契約した業務の内容に変更が生じたときは、変更の契約をして処理するものとする。この場合において変更後の契約予定価格は、落札価格にスライドさせて変更するものとし、その積算は、次により行うものとする。

1 直接業務費の積算

契約した業務と同一業務の増減に関するものの積算は当初の設計書の単価で行い、新しく生じた業務についての積算は指示する時点における単価で行うものとする。

2 諸経費の積算

直接業務費の増減による諸経費の積算は、変更後の直接業務費を対象とする諸経費率により新たに行うものとする。

3 契約予定価格

変更後の契約予定価格の積算は、次式によるものとする。

$$\text{変更増減額} = \frac{\text{（税抜き）} \text{当初入札（見積）額}}{\text{（税抜き）} \text{当初設計額}} \times \frac{\text{（税抜き）} \text{変更設計額}}{\text{（税抜き）} \text{当初入札（見積）額}} - \text{（税抜き）} \text{当初入札（見積）額}$$

$$\text{消費税等増減額} = \text{変更増減額} \times 0.10$$

$$\text{変更予定価格} = \text{当初契約額（税込み）} + \text{変更増減額} + \text{消費税等増減額}$$

第 6（受注者に対する図書の貸与）

事務所長は、受注者に対し、工事平面図及び用地幅抗打設に関する成果物（幅抗打設表等）その他用地調査等業務のために必要な図書を貸与するものとする。

第 7（現地の確認）

事務所長は、受注者に対し、あらかじめ現地において立会いを求め、用地調査等業務を行う土地等の現況を確認させるものとする。

第 8（身分を示す証票の発行等）

- 1 事務所長は、用地調査等業務を行う者に対して、その身分を示す証票（別記様式）を交付するものとする。
- 2 事務所長は、用地調査等業務を行う者に、用地調査等業務の実施に当たっては常に身分を示す証票を携帯し、土地等の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときはこれを示すよう指示するものとする。
- 3 事務所長は、用地調査等業務が完了したときは、遅滞なく当該用地調査等業務を行った者に身分を示す証票を返納させるものとする。

第 9（閲覧申請書等の交付）

事務所長は、用地調査等業務を行う者が土地等の登記記録、法人登記簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために閲覧申請書、交付申請書、委任状等を必要とする場合は、これらを用地調査等業務を行う者に交付するものとする。

第 10（用地調査等共通仕様書等の適用）

用地調査等業務の実施に当たっては、用地調査等業務共通仕様書を適用することとし、必要に応じて特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

第 11（調査職員及び検査職員の任命等）

調査職員及び検査職員の任命その他監督及び検査に関し必要な事項は、第 5 編第 1 章に定める「用地調査等業務監督・検査要領」によるものとする。

第 2 章 契 約 事 務 処 理

用地調査等業務を委託に付す場合の契約事務処理は、「設計等委託業務事務処理要領」（平成 13 年 3 月 23 日付け 12 監第 3670 号土木部長通知）によるものとし、契約書については、土木設計等業務委託契約書を標準とする。（様式は、高知県庁イントラの掲示板・様式中、会計管理局会計管理課、「土木設計等業務委託契約書（標準書式）」について）を参照してください。

別記様式

表

第	号
身 分 証 明 書	
写真を添付	受注者 所在地
	名 称
	役職及び氏名
	生 年 月 日
上記の者は、用地調査等業務を行う者であることを証明する。	
業務の名称	
有効期間	自 年 月 日
	至 年 月 日
発行日	年 月 日
発行者	住所
(事務所長)	
印	

裏

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき又は不要となったときは、直ちに返還すること。
- 3 役職若しくは氏名に変更があったとき又は受注者の所在地若しくは名称に変更があったときは、速やかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

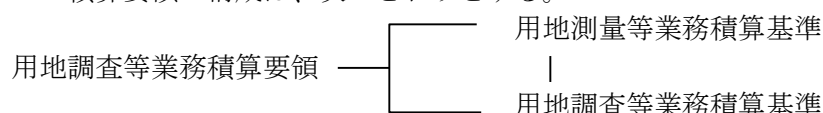
第 3 編 用地調査等業務積算要領

第1章 適用範囲

この積算要領は、高知県土木部が所管する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査及び補償金額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務を委託に付す場合に適用するものとする。

第2章 用地調査等業務積算要領の構成

この積算要領の構成は、次のとおりとする。



第3章 用地測量等業務積算基準

第1 適用範囲

この用地測量等業務積算基準（以下「測量積算基準」という。）は、高知県土木部が所管する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う土地の調査、測量等に係る業務（以下「用地測量等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、委託に付す場合の業務費を積算するときに適用するものとする。

なお、この用地測量等業務積算基準により難しい特殊なものについては、別途見積等により積算することができるものとする。

第2 業務費の構成

業務費の構成は、高知県土木部が定める設計および測量・調査業務積算資料（以下「積算基準書」という。）第1編測量業務第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-3 測量業務費 1-3-1 測量業務費の構成のとおりとする。

第3 業務費構成費目の内容及び業務費の積算方式

用地測量に関する業務費の積算は、原則として積算基準書及び高知県土木部が定める設計業務等標準積算基準書（参考資料）（以下「積算基準書（参考資料）」という。）によるものとし、業務費を構成する各費目の内容については積算基準書第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容によるものとする。

なお、1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費（1）直接測量費④直接経費（e）その他のうち、伐木補償に要する費用を計上する場合の支障となる立竹木の伐採に要する費用については、「物件移転等標準書（以下「標準書」という。）に定める単価を計上するものとする。

また、業務費の積算方式については、積算基準書第1編測量業務 第1章測量業務積算基準 第1節測量業務積算基準 1-4 測量業務費の積算方式によるものとする。

第4 標準歩掛

用地測量等業務の標準歩掛は、積算基準書第1編測量業務 第2章測量業務標準歩掛 第7節用地測量による。なお、用地調査等業務共通仕様書第60条に定める準拠点の設置については、積算基準書第1編測量業務 第2章測量業務積算基準 第7節用地測量 7-1-4 境界測量のうち用地境界杭設置の標準歩掛を準用するものとする。

第5 その他

1 履行期間の算定

履行期間の算定は、積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準（参考資料） 第1節 積算基準 1－2 履行期間の算定によるものとする

2 設計変更

設計変更における業務費の変更については、積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準（参考資料） 第1節積算基準 1－9 設計変更の積算方法によるものとする。

3 設計等における数値の扱い

設計等における数値の扱いについては、積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則（参考資料） 第2節設計等における数値の扱いによるものとする。

4 設計数量表示単位

設計表示単位の取扱いについては、積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則（参考資料） 第2節設計等における数値の扱い 2－3 設計表示単位によるものとする

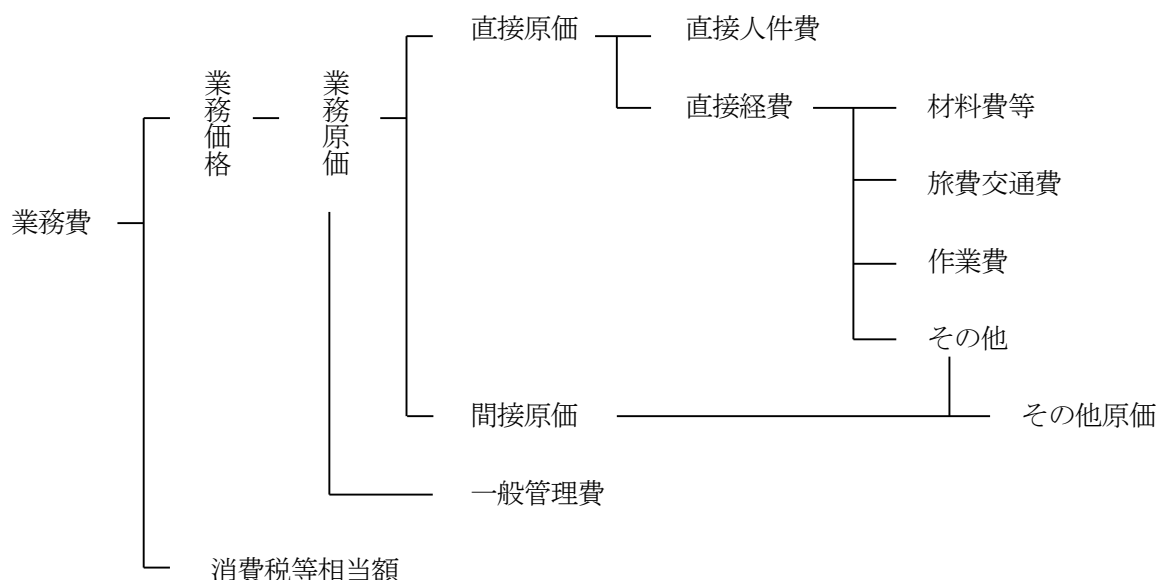
第4章 用地調査等業務積算基準

第1 適用範囲

- 1 この用地調査等業務積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、高知県土木部が所管する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等業務」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、委託に付す場合の業務費を積算するときに適用するものとする。
- 2 用地調査等業務の業務範囲を次のとおりとする。
 - (1) 第4 共通
 - (2) 第5 権利調査
 - (3) 第6 建物等の調査
 - (4) 第7 営業その他の調査
 - (5) 第8 予備調査
 - (6) 第9 移転工法案の検討
 - (7) 第10 事業認定申請図書等の作成
 - (8) 第11 再算定業務
 - (9) 第12 消費税等調査
- 3 第5 権利調査のうち、1 土地の登記記録等の調査に関する積算については、用地測量等業務積算基準に基づくものとする。
- 4 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費

直接人件費は、用地調査等に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）200㎡以上300㎡未満の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上 130㎡未満	補 正 率 200㎡以上 300㎡未満	(補正值) 規 模
技師 A	0.68 人	1.80	1.22 人
技師 B	2.08 人	1.80	3.74 人
技師 C	1.42 人	1.80	2.55 人
技師 D	0.13 人	1.80	0.23 人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等 = 直接人件費 × 7パーセント

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準（参考資料）第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費交通費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して「職員の旅費に関する条例」（昭和29年高知県条例第36号）（以下「旅費条例」という。）第18条で定める宿泊料の上限額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊料の上限額は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第19条で定める宿泊諸費の一夜当たりの定額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊諸費は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

3) 往復旅行時間に係る直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2)の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2)の各項目以外に必要となるその他の費用については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数（W）は小数第3位（小数第4位以下切捨て）まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他} \\ (\text{W1}) \qquad \qquad \qquad (\text{W2})$$

(1) 必要内外業日数（W_i）の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \Sigma (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内（外）業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準 第1節積算基準 1－2 履行期間の算定（1）の内業の不稼働係数によるものとする。

(3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始……12/29 ～ 8/3 6日間

夏期休暇……8/14 ～ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税等税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。

- ハ 歩掛
歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。
- ニ 単価表の合計金額
原則として、端数処理は行わない。
- ホ 内訳書の合計金額
原則として、端数処理は行わない。
- ヘ 経費を算出する際の係数
経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。
- ト 業務価格の端数処理
積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則（参考資料）第2節設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法 （9）業務価格によるものとする。

(3) 設計数量表示単位

- イ 設計数量の表示単位及び数位は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。
- ロ 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。
- ハ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ニ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ホ 設計数量の表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。
- ヘ 設計表示数位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

- イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。
- ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び補償額算定に必要な諸数量の計算等の作業を行うことをいう。
- ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

用地積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

ただし、第5権利調査 1 土地の登記記録等の調査を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 （ A ）	技 師 A
技 師 （ B ）	技 師 B
技 師 （ C ）	技 師 C
技 術 員	技 師 D

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共 通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごと に記載の標準回数を参照の こと。
	作業計画の策定		業務	1	
権 利 調 査	公図等の転写		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	地積測量図転写		m ²	100	
	土地の登記記録の調査		m ²	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	現況利用調査		m ²	100	
	聞き取り等調査（自治体）		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	地形図等調査		m ²	100	
	聞き取り調査（地元精通者等）		m ²	100	
	報告書作成		業務	1	
建 物 等 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	石綿分析調査の依頼		回	1	
	石綿除去処分	見積	回	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
建物等の調査	立竹木		m ²	100	数量が1000 m ² 未満の場合は数位を10 m ² とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	営 業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	
	動 産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店 舗	1	
		事業所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住宅、借家人	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居有	世 帯	1	
		仮住宅無	世 帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1	

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
移 転 工 法 案 の 検 討	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	
	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事 業 認 定 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1	
	添付図面作成		種 類	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書（案）等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書（案）等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	

区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
再 算 定 業 務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		権利者	1	
	営業（再調査・再算定）		事業所	1	
	仮営業所設置（再調査・再算定）	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	

第4 共通

1 打合せ協議

用地調査等業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表4-1により行うものとする。

なお、用地測量業務と用地調査等業務を合併して積算し発注する場合、用地測量業務に係る打合せ協議に要する費用は、積算基準書によるものとする（以下各業務区分において同じ。）。

表4-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			備 考
				業務 着手時	中間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ 1回あたり の場合
			技師A	0.50	0.50	0.50	
			技師B	0.50	0.50	0.50	

注1 打ち合わせ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、各業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 複数の業務区分（例：第6建物等の調査と第7営業その他の調査 など）の業務を同時に発注する場合は、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

注4 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、調査職員と、管理技術者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

2 作業計画の策定

用地調査等業務の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。

表4-2

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師	0.38	
			技師 A	0.38	

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査、転写連続図の作成に要する業務費の積算については、用地測量等業務積算基準により行うものとする。

表5-1

種 目	備 考
地図転写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、測量業務標準歩掛 第7節 用地測量を適用する。 (各種目にかかる材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査（当初）	
権利者の確認調査（追跡）	
転写連続図の作成	

2 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用（祭祀）者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種目	単 位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使用者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02 人	
			技師B	0.39	0.03	—	0.42 人	
			技師C	0.39	0.19	—	0.58 人	

3 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壌汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
法令関係資料 の調査	10,000 ㎡	—	技師 A	1.07	—	—	1.07 人	
			技師 B	1.07	0.69	—	1.76 人	
			技師 C	—	0.69	—	0.69 人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

表5-4

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原 野
変化率	+1.00	+0.80	+0.50	+0.30	0	-0.30

注 変化率の積算は、積算基準書第1章 第1節1-4-2変化率の積算を適用する。

(3) 現況利用調査

現況利用調査は、土地の現況や土壌が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-5により行うものとする。

表5-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
現況利用調査	10,000 ㎡	—	技師 A	0.55	—	—	0.55 人	
			技師 B	0.55	0.59	—	1.14 人	
			技師 C	0.55	0.59	—	1.14 人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(4) 聞き取り等調査（自治体）

聞き取り等調査（自治体）は、都道府県又は土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）第 8 条に規定する市の環境部局及び地元自治体に対して、土壤汚染等に関する情報について聞き取り等調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5-6 により行うものとする。

表 5-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り等調査（自治体）	機 関	—	技師 A	0.38	—	—	0.38人	
			技師 B	0.38	0.46	—	0.84人	
			技師 C	0.38	0.46	—	0.84人	

(5) 登記履歴調査・住宅地図等調査

登記履歴調査・住宅地図等調査は、過去に遡り土地の所有者等や工場の業種等を登記記録、住宅地図・航空写真等により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5-7 により行うものとする。

表 5-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
登記履歴調査・住宅地図等調査	10,000 ㎡	—	技師 B	1.27	0.82	—	2.09人	
			技師 C	1.27	0.82	—	2.09人	

注 調査区域の地域によって表 5-4 の変化率表を適用するものとする。

(6) 地形図等調査

地形図等調査は、旧版地形図等により、土地の形質変更の状況を調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5-8 により行うものとする。

表 5-8

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
地形図等調査	10,000 ㎡	—	技師 B	0.77	—	—	0.77人	
			技師 C	0.77	1.20	—	1.97人	

注 調査区域の地域によって表 5-4 の変化率表を適用するものとする。

(7) 聞き取り調査（地元精通者等）

聞き取り調査（地元精通者等）は、地元精通者等に対して、土壌汚染等に関する情報について聞き取り調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5-9 により行うものとする。

表 5-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り調査（ 地元精通者等）	10,000 ㎡	—	技師 A	0.86	—	—	0.86人	
			技師 B	0.86	0.59	—	1.45人	
			技師 C	—	0.59	—	0.59人	

注 調査区域の地域によって表 5-4 の変化率表を適用するものとする。

(8) 報告書作成

報告書は、調査を行った結果を報告書様式及び図面等により作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5-10 により行うものとする。

表 5-10

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
報告書作成	業 務	—	主任技師	0.45人	
			技師 A	0.65人	
			技師 B	1.01人	
			技師 C	1.14人	

第6 建物等の調査

1 建物等の区分

建物等の調査は、表6-1の区分によって行うものとする。

表6-1

区 分	区 分 の 細 目
建 物	木造建物の調査及び算定
	木造特殊建物の調査及び算定
	非木造建物の調査及び算定
工 作 物	機械設備の調査及び算定
	生産設備の調査及び算定
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
	立竹木の調査及び算定
	庭園の調査及び算定
	墳墓の調査及び算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、（以下各業務区分において同じ。）、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。

この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ。）

表6-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.50 人	
			技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	

4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表 6-3 によるものとする。

表 6-3

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非 木 造 建 物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表 6-5

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68 人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08 人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76 人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19 人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51 人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24 人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21 人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-6 の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書別記 8 石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-6

建物延べ面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m ² 以上 450 m ² 未満	450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,400 m ² 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6-7 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39 人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95 人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92 人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-8

建物延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表 6-9 の構造別区分及び表 6-10 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-11 により行うものとする。

ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-9

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S 耐火）
非木造建物 B	鉄骨造（非木造建物 A を除く。）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造（非木造建物 B 及び木質系の専用住宅を除く）

表 6-10

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く。	0.7

構造計算を行わない場合

表 6-11

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物 D	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	0.17	0.11	0.69 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	

構造計算を行う場合

表 6-11

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200m ² 以上 400m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23 人	

非木造建物 B	棟	200m ² 以上 400m ² 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.83 0.83 0.83 —	0.49 9.47 0.41 1.98	0.33 — 1.10 0.97	1.65 人 10.30 人 2.34 人 2.95 人	用途に よる区 分イの 場合
非木造建物 C	棟	200m ² 以上 400m ² 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.82 0.82 0.82 —	0.37 7.17 0.22 1.90	0.37 — 0.79 1.00	1.56 人 7.99 人 1.83 人 2.90 人	用途に よる区 分イの 場合
非木造建物 D	棟	70m ² 以上 130m ² 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	— 0.41 0.41 0.41 —	— 1.52 1.10 0.69 —	0.12 0.11 0.34 0.42 0.18	0.12 人 2.04 人 1.85 人 1.52 人 0.18 人	用途に よる区 分イの 場合

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあたっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-12

建 物 延べ面積	200m ² 未満	200m ² 以上 400m ² 未満	400m ² 以上 600m ² 未満	600m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上 2,000m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上 4,000m ² 未満	4,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上 15,000m ² 未満	15,000m ² 以上 21,000m ² 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

(4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表6-13

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
建物の見積	棟	主任技師 技師 A	—	—	0.28	0.28 人	
			—	0.77	0.30	1.07 人	

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとする。

表6-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査 の依頼	回	主任技師 技師 A	0.16	—	0.10	0.26 人	
			0.16	0.30	—	0.46 人	

注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分 の見積	回	主任技師 技師 A	—	—	0.16	0.16 人	
			—	0.24	0.27	0.51 人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-16によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。

表6-16

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表 6-17

区 分	単位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性調査(1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性調査(2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性調査(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であつて、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-18 の区分によるものとする。

表 6-18

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m ² 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場

機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄、製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-19 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3 メートル未満までを標準とし、3 メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6-19

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	

機械設備C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-20の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

機械設備Aの場合

表6-20

機械設備の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備の 面積	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-21によって行うものとする。

表6-21

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

（2）生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行ううえで必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-22の区分によるものとする。

表6-22

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む。）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的に係わらないが、間接的に必要なもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-23により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-23

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	

生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-24の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-24

設備の延べ面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90

1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満
2.60	3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-25によって行うものとする。

表6-25

区分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

（3）附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6-26によるものとする。

表6-26

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の平均敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の平均敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の平均敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

付帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-27

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	

住宅敷地B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-28の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-28

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 28,000 m ² 未満
4.00	5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-29 によって行うものとする。

表 6-29

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44 人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22 人	

注 1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては 1 箇所当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-30 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-31 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表 6-30 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

区 分	判 断 基 準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 イ 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ロ 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ハ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう。 ニ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ホ 特殊樹 イからニに該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 イ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ロ 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 イ 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝をいい、自然発生のものは除く。

庭木等	ロ 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝をいい、自然発生ものを除く。 F ツル性類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。 G その他 鑑賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 イ 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ロ 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 6-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 6-32 の補正を行うものとする。

表 6-32

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6-33 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-34 により行うものとする。

表 6-33

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの

庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあつて、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であつて、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの

表 6-34

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-35 の補正率表を適用するものとする。

注 2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-35

庭 園 の 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-37により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-36

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営 (私営を含む。) 墳墓	墳 墓 A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり3画地程度)
	墳 墓 B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり5画地程度)
	墳 墓 C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5 m ² 以下程度のもの (10 m ² 当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳 墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり3基~5基程度あるもの
	墳 墓 E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり7基程度あるもの

表6-37

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m ²	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m ²	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m ²	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人	

墳 墓 D	10 m ²	3～5 基 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m ²	7 基程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、祭祀料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要な、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-38により行うものとする。

表 6-38

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件 の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することが出来るものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することが出来るものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う。）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 6-39 により行うものとする。

表 6-39

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B		0.37		0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 6-39 を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6-40 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-40

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

第7 営業その他の調査

1 営業その他の区分

営業その他の調査は、表7-1の区分によって行うものとする。

表7-1

区 分
営業に関する調査及び算定
居住者に関する調査
動産に関する調査及び算定
その他通損に関する算定

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を基準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うものにのみ適用する。

表7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	—	技師 A 技師 B	0.34 人 0.34 人	

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師 A	0.52	0.68	0.68	1.88 人	
			技師 B	0.52	1.63	1.64	3.79 人	
			技師 C	0.52	4.06	—	4.58 人	
			技師 D	—	—	0.46	0.46 人	

注1 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して、営業を行っている者をいう。

表 7-4

難 易 区 分	営 業 A	営 業 B	営 業 C	営 業 D	営 業 E
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.80	3.00

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、1 営業所かつ1 業種のもの。

営業Bとは、法人で1 営業所かつ1 業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析がきわめて困難と認められるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

5 仮営業所設置工事費用の調査及び算定

仮営業所の設置については、プレハブリース建物で仮営業する場合と賃貸物件によって仮営業する場合の2区分とし、これに要する直接人件費の積算は、表 7-5 により行うものとする。

表 7-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18 人	
			技師 B	0.33	0.87	0.56	1.76 人	
			技師 C	0.33	0.25	—	0.58 人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18 人	
			技師 B	0.50	0.25	0.31	1.06 人	
			技師 C	0.50	0.50	—	1.00 人	

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表 7-6 により行うものとする。

表 7-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世 帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02 人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05 人	
			技師 C	0.05	0.08	—	0.13 人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師A	—	—	0.04	0.04人	
			技師B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
農家住家	戸	—	技師A	—	—	0.03	0.03人	
			技師B	0.66	0.06	0.06	0.78人	
			技師C	0.66	0.24	0.09	0.99人	
			技師D	—	—	0.11	0.11人	
店 舗	店 舗	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師A	—	—	0.03	0.03人	
			技師B	0.23	0.05	0.04	0.32人	
			技師C	0.23	0.18	0.10	0.51人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
事 務 所	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師A	—	—	0.03	0.03人	
			技師B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師A	—	—	0.02	0.02人	
			技師B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技師D	—	—	0.04	0.04人	
倉 庫	事業所	50 m ² 以上 150 m ² 未満	技師A	—	—	0.02	0.02人	
			技師B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技師D	—	—	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

表7-8

床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 350 m ² 未満	350 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮住居、借家人又は家賃減収補償 (標準家賃調査あり)	世 帯	—	技師A	—	—	0.03	0.03 人	補償額算定
			技師B	—	0.06	0.05	0.11 人	
			技師C	—	0.16	0.14	0.30 人	
仮住居、借家人又は家賃減収補償 (標準家賃調査なし)	世 帯	—	技師A	—	—	0.03	0.03 人	補償額算定
			技師B	—	—	0.05	0.05 人	
			技師C	—	—	0.14	0.14 人	
移転雑費	所 有 者 又は世帯	—	技師A	—	—	0.04	0.04 人	補償額算定
			技師B	—	—	0.06	0.06 人	
			技師C	—	—	0.48	0.48 人	

第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、第6建物等の調査にあたって次の点に留意すること。

（留意点）建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。

表8-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.76人	
			技師 A	0.76人	
			技師 B	0.76人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。

ただし、1事業所の予備調査を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表8-2の歩掛に表8-3の補正を行うものとする。

（参考） 1業務の直接人件費 ＝（単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数）

表8-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人	

表8-3

権 利 者 数	3未満	3以上 5未満	5以上 10未満	10以上
補 正 率	1.00	0.90	0.80	0.70

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。

- (1) 名称、所在地及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

表8-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-5により行うものとする。

なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を現況測量等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用を計上するものとする。また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表8-6により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び計上、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表8-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
敷地全体の配置	事業所	300㎡以上	技師A	0.28	0.18	0.46人	
		500㎡未満	技師B	0.28	0.97	1.25人	
			技師C	0.28	0.28	0.56人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転計画案を検討する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表8-6

種 目	単位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
駐車場等の 使用実態追 加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師A	0.10	0.03	0.13人	
		300㎡以上	技師B	0.10	0.05	0.15人	
		500㎡未満	技師C	0.10	0.05	0.15人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表8-7

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

敷地面積	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
補正率	3.40	4.70	6.20	7.80	10.20
敷地面積	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満			
補正率	14.00	18.40			

6 建物調査

建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-8により行うものとする。

表8-8

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
建 物	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.10	0.68人	
			技師 A	0.44	0.58	—	1.02人	
			技師 B	0.44	0.70	0.37	1.51人	
			技師 C	—	0.03	0.26	0.29人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表8-9の補正率表を適用するものとする。

表8-9

建物面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

7 機械設備等調査

機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-10により行うものとする。

表8-10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備等	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.90	0.21	0.30	1.41人	
			技師 A	0.90	0.78	1.44	3.12人	
			技師 B	0.90	1.50	—	2.40人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8-11の補正率表を適用するものとする。

表8-11

機械設備等の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満
	4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

8 移転計画案の作成

移転計画案の作成は、基準及び「高知県の公共事業の施行に伴う損失補償基準細則」（以下「基準等」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の計画案2～3案を作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表8-12によるものとする。

表8-12

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画案の作成	事業所	300㎡以上 500㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C	0.47人 1.68人 1.15人 5.51人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注2 本表規模欄の面積以外の場合は、表8-13の補正率表を適用するものとする。

表8-13

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40
	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
	4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9-1 により行うものとする。

表 9-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.76 人	
			技師 A	0.76 人	
			技師 B	0.76 人	

3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表 9-2 により行うものとする。

ただし、1 事業所の移転工法案の検討を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表 9-2 の歩掛に表 9-3 の補正を行うものとする。

(参考) 1 業務の直接人件費 = (単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数)

表 9-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68 人	

表 9-3

権利者数	3 未満	3 以上 5 未満	5 以上 10 未満	10 以上
補 正 率	1.00	0.90	0.80	0.70

4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9-4 により行うものとする。

なお、予備調査、または、第7営業その他の調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

表 9-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	—	技師 A	0.70	0.35	1.05 人	
			技師 B	0.70	0.60	1.30 人	
			技師 C	0.70	0.92	1.62 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用し営業を行っている者をいう。

5 敷地使用実態の調査

敷地の使用実態の調査は、移転工法案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9-5 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則としてが必要と認めたときは、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2 回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表 9-6 により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月日及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
 - ① 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - ② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
 - ③ 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
 - ④ 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表 9-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地使用実態の調査	事業所	敷地面積	技師 A	0.28	0.18	0.46 人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.28	0.97	1.25 人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.28	0.28	0.56 人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地等の取得等に伴い移転工法を認定する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9-7 の補正率表を適用するものとする。

表 9-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13 人	
		300 m ² 以上	技師 B	0.10	0.05	0.15 人	
		500 m ² 未満	技師 C	0.10	0.05	0.15 人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9-7 の補正率表を適用するものとする。

表 9-7

敷地面積	300m ² 未満	300m ² 以上 500m ² 未満	500m ² 以上 800m ² 未満	800m ² 以上 1,300m ² 未満	1,300m ² 以上 2,000m ² 未満	2,000m ² 以上 3,000m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40
	3,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上 15,000m ² 未満	15,000m ² 以上 25,000m ² 未満	25,000m ² 以上 35,000m ² 未満
	4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

6 移転工法案の作成

移転工法案の作成は、基準等の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案 2～3 案を作成したうえで、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 9-8 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 80 パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、7 照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表 9-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の作成	事業所	敷地面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	0.47	0.47 人	
			技師 A	—	1.68	1.68 人	
			技師 B	—	1.15	1.15 人	
			技師 C	—	5.51	5.51 人	

注 1 敷地面積は事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9-9 の補正率表を適用するものとする。

表 9-9

敷地面積	300m ² 未満	300m ² 以上 500m ² 未満	500m ² 以上 800m ² 未満	800m ² 以上 1,300m ² 未満	1,300m ² 以上 2,000m ² 未満	2,000m ² 以上 3,000m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40
	3,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上 15,000m ² 未満	15,000m ² 以上 25,000m ² 未満	25,000m ² 以上 35,000m ² 未満
	4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計 1 棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積 × 建物 1 m²当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする（建物 1 m²当たり図面枚数は表 9-10 を標準とする。）。

なお、表 9-10 の建物面積 1 m²当たり図面枚数は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 1 番（以下「A 1 判」という。）を標準としたものである。日本産業規格 A 列 2 番（以下「A 2 判」という。）を使用する場合には、図面枚数を 2 倍にするものとする。

図面枚数表（建物面積 1 m²当たり・A 1 判）

表 9-10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200 m ² 未満	0.067	0.087	0.047
200 m ² 以上 400 m ² 未満	0.042	0.053	0.030
400 m ² 以上 600 m ² 未満	0.035	0.044	0.026
600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	0.030	0.039	0.021
1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	0.026	0.034	0.019
1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	0.023	0.030	0.017
2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	0.021	0.027	0.015
3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.019	0.024	0.013
4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.017	0.022	0.012
5,000 m ² 以上	0.016	0.020	0.011

注 用途区分：イとは、店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅その他これに類するもの。

ロとは、劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの。

ハとは、工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの。

(2) 図面作成費（1枚当たり）の直接人件費は、表 9-11 により行うものとする。

表 9-11

種 目	職 種	単 位	A 1 判	A 2 判	備 考
図面作成費	技師 A 技師 C	1枚当たり	3.10 人 1.50 人	1.55 人 0.75 人	

(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料（標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他）の提供あるいは、設計上の方針の指示等により設計者の負担が軽減できる場合は、表 9-12 の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表 9-12

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合	1.00 ～ 0.80
類似の参考例がかなりある場合	0.80 ～ 0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合	0.60 ～ 0.40

別紙

作成図面認定表

図面名称		権利者					
一般図	表	紙					
	配 置 ・ 案 内 図						
	仕 上 表						
	平 面 図						
	立 面 図						
	屋 根 伏 図						
	断 面 図						
	矩 形 図						
	詳 細 図						
	展 開 図						
	建 具 表						
構造図	基 礎 伏 図						
	基 礎 詳 細 図						
	軸 組 図						
	梁 伏 図						
	構 造 詳 細 図						
	鉄 骨 ・ 鉄 筋 図						
	柱 ・ 梁 リ ス ト						
設備図	電 灯 設 備 図						
	動 力 設 備 図						
	給 ・ 排 ガ ス 図						
	そ の 他 設 備 図						
その							

他 関 係 図						
合 計		枚	枚	枚	枚	枚

8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査(1)機械設備に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1) 図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再築費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 9-13 及び表 9-14 のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表 9-15 のとおりとする。

機械設備設計標準員数

表 9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 200 m ² 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技師 D	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	

注 1 本表の区分は表 6-18 のとおりとする。

注 2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注 3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注 4 本表の歩掛は表 6-19 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表 9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師	0.14	—	0.43	0.57 人	
		技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積を徴収する費用を含んだ歩掛である。

注 4 本表は表 6-21 を再掲したものである。

見積徴収者員数

表 9-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、資料収集の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積を徴収する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は表6-25を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合

表 9-16

機械設備の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備 等の面積	200m ² 以上 400m ² 未満	400m ² 以上 600m ² 未満	600m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上 2,000m ² 未満	2,000m ² 以上 3,000m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90
	3,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 8,000m ² 未満	8,000m ² 上 12,000m ² 未満	12,000m ² 以上 20,000m ² 未満	20,000m ² 以上 30,000m ² 未満	30,000m ² 以上 40,000m ² 未満
	4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

第10 事業認定申請図書等の作成

〔一〕事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

① 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

② 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

① 相談用資料作成

起業者が事業認定機関に対して行う事前相談のための相談用資料作成を発注する場合には、次の各項目により行うものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取り扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。

表10-1-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.95 人	
			技師 A	0.95 人	
			技師 B	0.95 人	

3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表10-1-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57 人	
			技師 A	1.83	2.07	3.90 人	
			技師 B	1.83	2.07	3.90 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-3 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10-1-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.87	0.87 人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78 人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-4 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

表 10-1-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調査等の作成	業 務	—	主任技師	—	1.47	1.47 人	
			技師 A	—	10.73	10.73 人	
			技師 B	—	10.73	10.73 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

$$\text{添付図面作成の直接人件費} = (\text{必要と認めた図面の種類数} \times \text{添付図面作成費})$$

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第 4 条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図

- (8) 参考資料として必要な図面
(9) その他必要と認められる図面

表 10-1-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.28	0.28 人	
			技師 A	—	0.92	0.92 人	
			技師 D	—	4.64	4.64 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 10-1-6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

- (1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。
 なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。
 ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

表 10-1-6

事業認定の対象となる距離	2.0km 未満	2.0km 以上 4.0km 未満	4.0km 以上 6.0km 未満	6.0km 以上 8.0km 未満	8.0km 以上 12.0 km未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

- (2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補 正 率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

- (3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満
補 正 率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表 10-1-7 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面作成とする。

表 10-1-7

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

②申請図書作成

1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-8 により行うものとする。

表 10-1-8

種 目	単 位	規模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.36 人 0.36 人 0.36 人	

3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-9 により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 10-1-9

種 目	単 位	規模	職 種	外 業	内業	計	備考
現地調査等	業 務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.59 1.19 1.19	0.42 0.48 0.48	1.01 人 1.67 人 1.67 人	

4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-10 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10-1-10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
資料の収集 及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.59	0.59 人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99 人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99 人	

5 調書等の作成

調書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-1-11 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) 事業説明会の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書面等

表 10-1-11

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	0.96	0.96 人	
			技師 A	—	7.01	7.01 人	
			技師 B	—	7.01	7.01 人	

6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費＝（必要と認めた図面の種類数×添付図面作成費）

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第 4 条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10-1-12

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.22	0.22 人	
			技師 A	—	0.74	0.74 人	
			技師 D	—	3.75	3.75 人	

7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

8 関連事業の有無による補正

相談用資料と同様に取り扱うものとする。

[二] 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成は、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積書等を徴して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取り扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-2-1により行うものとする。

ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表10-2-2により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表10-2-1

種 目	単位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 A	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 B	0.11 人	0.04 人	0.06 人

注 上表A、B、Cは次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表10-2-2

種 目	単位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.04 人	0.04 人	—
		技師 A	0.04 人	0.04 人	—
		技師 B	0.04 人	0.04 人	—

注 上表A、B、Cは次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみを委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみを委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検

討して、裁決申請書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-2-3 により行うものとする。

表 10-2-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.86	0.86 人	
		技師 B	—	0.86	0.86 人	

4 裁決申請書（案）等の作成

裁決申請書（案）等の作成は、法第 40 条に定める書類（図面の作成を除く。）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表 10-2-4 によるものとする。

- (1) 裁決申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- (4) 法施行規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- (5) 法施行規則第 17 条第 3 号に定める書面
- (6) 法第 36 条に定める土地調書（案）の作成
- (7) その他必要と認められる書面

表 10-2-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁決申請書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.33	0.33 人	
		技師 A	—	1.92	1.92 人	
		技師 B	—	1.92	1.92 人	

5 図面の作成

図面の作成は、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書（案）に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調書に添付する実測平面図を作成する作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-2-5 及び表 10-2-6 により行うものとする。

表 10-2-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備考
起業地の位置を表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.09	0.09 人	
		技師 D	—	0.94	0.94 人	

注 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、[一] 事業認定申請図書の作成 ①相談用資料作成 7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表 10-2-6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調書添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.03	0.03 人	
		技師 D	—	0.32	0.32 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10-2-7 により行うものとする。

表 10-2-7

種 目	単位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.14	0.14 人	
		技師 A	—	0.52	0.52 人	
		技師 B	—	0.52	0.52 人	

〔三〕明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として〔二〕裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴して対応することができるものとする。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の直接人件費の積算は、表 10-2-1 又は表 10-2-2 により行うものとする。

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡採決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-3-1 により行うものとする。

表 10-3-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
資料の整理・検討	件	—	技師 A	—	0.46	0.46 人	
			技師 B	—	0.46	0.46 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

4 明渡裁決申立書（案）等の作成

明渡裁決申立書（案）等の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類（図面の作成を除く。）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-3-2 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 10-3-3 により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書（案）
- (2) 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- (3) 法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 1 号に定める書面
- (4) 法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 2 号に定める書面
- (5) 法第 36 条に定める物件調書（案）
- (6) その他必要と認められる書面

（裁決申請の予定地に物件が存する場合）

表 10-3-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50 人	
		技師 A	—	2.28	2.28 人	
		技師 B	—	2.28	2.28 人	

（裁決申請の予定地に物件が存しない場合）

表 10-3-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技師 A	—	0.21	0.21 人	
		技師 B	—	0.21	0.21 人	

5 図面の作成

図面の作成は、物件が存する場合に既存の図面を基に物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表 10-3-4 により行うものとする。

表 10-3-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13 人	
		技師 A	—	0.68	0.68 人	
		技師 B	—	0.68	0.68 人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、明渡裁決申立書（案）を補充する資料（協議経過説明書等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10-3-5 により行うものとする。

表 10-3-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.05	0.05 人	
		技師 A	—	0.17	0.17 人	
		技師 B	—	0.17	0.17 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-1 により行うものとする。

表 11-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準及び調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 6-13、表 6-15、表 6-21、表 6-25 及び表 6-29 により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1） 建物等が新築されたときは、当該建物分についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 6 建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2） 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準及び調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を 50 パーセントに補正するものとする。
- （3） 建物の一部増築が行われている場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- （4） 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- （5） 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む。）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く。）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう。）を行うものとする。

これに要する直接人件費の積算は、表 11-2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7-4 の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7-3 によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が 2 カ年以上の場合は、表 11-2 の歩掛のうち、調査外業を 110 パーセントに補正するものとする。

表 11-2

種 目	単 位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営 業 (再調査・再算定)	事業所 (企業)	—	技師A	0.16	0.94	0.60	1.70 人	
			技師B	0.32	0.95	1.61	2.88 人	
			技師C	0.16	3.44	—	3.60 人	
			技師D	—	—	0.45	0.45 人	

(7) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう。）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-3 により行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表によりがたい場合には、表 7-5 によることができるものとする。

表 11-3

種 目	単 位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース (再調査・再算定)	事業所	—	技師A	—	—	0.06	0.06	
			技師B	0.11	—	0.56	0.67	
			技師C	0.11	—	—	0.11	
仮営業所設置 賃貸物件 (再調査・再算定)	事業所	—	技師A	—	—	0.06	0.06	
			技師B	0.16	—	0.31	0.47	
			技師C	0.16	—	—	0.16	

第12 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税等の額の補償額への加算の可否又は消費税等相当額の補償の可否の調査及び判定等を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 12-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.16	0.09	—	0.25 人	
			技師 B	0.16	0.13	—	0.29 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 12-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.08	0.09	—	0.17 人	
			技師 B	0.08	0.13	—	0.21 人	

第5章 取 扱 方 針

この取扱方針は、第3編第1章から第4章までに定める事項に関する取扱の方針を示したものである。

第1 工法加算

工法加算とは、建物等の移転工法を認定するために経済比較が必要な場合に行う比較工法による補償額の算定等を行うものとする。

1 直接人件費

直接人件費の積算は、次によるものとする。

(1) 図面等及び算定の歩掛を計上する工法加算

原則として、調査・算定業務を発注する場合を対象とし、比較する移転工法の補償額の算定に各種図面の作成、補償額算定に必要な諸数量計算等（以下「図面等」という。）の作業が必要な業務種別（次表Ⅰ）については、第6建物等の調査及び第1 1再算定業務で定める各業務歩掛のうち図面等及び算定の歩掛を計上するものとする。

ただし、比較する移転工法によっては、図面等の作業を行わなくても補償額の算定ができる場合は、算定の歩掛のみを計上するものとする。

(2) 図面等の歩掛を計上する工法加算

調査業務を発注する場合を対象とし、比較する移転工法の補償額の算定に図面等の作業が必要な業務種別（次表Ⅱ）については、第6建物等の調査及び第1 1再算定業務で定める各業務歩掛のうち図面等の歩掛を計上するものとする。

(3) 算定の歩掛を計上する工法加算

比較する移転工法の補償額の算定に図面等の作業が必要でない業務種別（次表Ⅲ）を対象とし、第6建物等の調査、第7営業その他の調査及び第1 1再算定業務で定める各業務歩掛のうち算定の歩掛を計上するものとする。

2 直接人件費積算上の要件（補正要件等）

工法加算における直接人件費積算上の補正要件等は、第6建物等の調査、第7営業その他の調査及び第1 1再算定業務と同じ取り扱いを行うものとする。

3 業務種目等

発注図書の作成に当たっては、業務種目（種別）名、規模等は、工法加算を行う業務種目（種別）名、規模等と同様とし、工法加算と附記するものとする。

業務項目	業 務 種 別	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
第6 建物等の調査	木造建物の調査及び算定	○	○	○
	木造特殊建物の調査及び算定	○	○	○
	非木造建物の調査及び算定	○	○	○
	建物の見積	○		○
	石綿除去処分の見積	○		○
	建物の法令適合性の調査及び算定			○
	機械設備の調査及び算定	○	○	○
	機械設備の見積	○		○
	生産設備の調査及び算定	○	○	○
	生産設備の見積	○		○
	附帯工作物の調査及び算定			○
	独立工作物の見積			○
	庭園の調査及び算定	○	○	○

第7 営業その他の調査	営業に関する調査及び算定			○
	仮営業所設置工事費用の調査及び算定			○
	動産に関する調査及び算定			○
	その他通損に関する算定			○
第11 再算定業務	木造建物の再調査及び再算定	○	○	○
	木造特殊建物の再調査及び再算定	○	○	○
	非木造建物の再調査及び再算定	○	○	○
	建物の再見積	○		○
	石綿除去処分の再見積	○		○
	建物の法令適合性の再調査及び再算定			○
	機械設備の再調査及び再算定	○	○	○
	機械設備の再見積	○		○
	生産設備の再調査及び再算定	○	○	○
	生産設備の再見積	○		○
	附帯工作物の再調査及び再算定			○
	独立工作物の再見積			○
	庭園の再調査及び再算定	○	○	○
	営業に関する再調査及び再算定			○
	仮営業所設置工事費用の再調査及び再算定			○
	動産に関する再調査及び再算定			○
	その他通損に関する再算定			○

第2 数量の積算

1 予定数量等の算出

予定価格の積算に際しての数量の算出は、現地踏査等の結果に基づき、地域区分、業務種別ごとに次表の予定数量の算出欄に掲げる方法により行うものとする。

なお、当該算出数量が、業務の実施後、同表の数量変更の算出欄に掲げる方法により算出した数量と比較して、設計数量が増減した場合においては、契約の変更対象とする。

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
用 地 測 量 等 業 務		
作 業 計 画		
現 地 踏 査		
公 図 等 の 転 写	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量
地 積 測 量 図 転 写	地積測量図等の転写予定面積	地積測量図等の転写実績面積
土地の登記記録の調査	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量
建物の登記記録の調査	現地踏査及び工事平面図等による建物の戸数の概数	実績数量
権利者確認調査（当初）	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量
権利者確認調査（追跡）	追跡調査対象権利者の概数×5	実績数量
公図等転写連続図作成	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
復 元 測 量	復元測量に係る土地の延長×(平均用地幅+平均残地幅)	復元測量の実績数量
境 界 確 認	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
土地境界立会確認書作成	同上	同上
補 助 基 準 点 の 設 置	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
境 界 測 量	同上	同上
用 地 境 界 仮 杭 設 置	用地境界仮杭設置に係る土地の延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地境界仮杭設置に係る土地の面積(取得地+残地)
永 久 境 界 等 埋 設	永久境界杭等埋設等予定数量	永久境界杭等埋設等実績数量
境 界 点 間 測 量	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
面 積 計 算	延長×(平均用地幅+平均残地幅)×0.9	面積計算の実績数量
用地実測図原図作成	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
用 地 現 況 測 量 (建 物 等)	現地踏査及び工事平面図等による建物等の存する敷地の概算面積	実績数量
用 地 平 面 図 作 成	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
土 地 調 書 作 成	延長×平均用地幅×0.9	取得等対象地の面積
打 合 せ 協 議		
(公 共 用 地 境 界 確 定 協 議)		
公 共 用 地 管 理 者 と の 打 合 せ		
現況実測平面図作成	現地踏査及び工事平面図等による概算面積	実績数量
横 断 面 図 作 成	現地踏査及び工事平面図等による概算延長	同 上
依 頼 書 作 成	同 上	同 上
協 議 書 作 成	同 上	同 上
用 地 調 査 等 業 務		
権 利 調 査		
公 図 等 の 転 写	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
地 積 測 量 図 転 写	地積測量図等の転写予定面積	地積測量図等の転写実績面積
土地の登記記録調査	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
建物の登記記録調査	現地踏査及び工事平面図等による建物の戸数の概数	実績数量
権利者確認調査(当初)	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
権利者確認調査(追跡)	追跡調査対象権利者×5	実績数量
公図等転写連続図作成	延長×(平均用地幅+平均残地幅)	用地測量の実績数量
墓地管理者等の調査	現地踏査及び工事平面図等による使用者数の概数	実績数量

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
建 物 等 の 調 査		
打 合 せ 協 議		
現 地 調 査		
木 造 建 物	現地踏査及び工事平面図等による	実績数量
木 造 特 殊 建 物	同 上	同 上
非 木 造 建 物	同 上	同 上
建 物 の 見 積	同 上	同 上
石 綿 分 析 調 査 の 依 頼	同 上	同 上
石 綿 除 去 処 分 の 見 積	同 上	同 上
建物の法令適合性の調査	同 上	同 上
機 械 設 備	同 上	同 上
機 械 設 備 の 見 積	同 上	同 上
生 産 設 備	同 上	同 上
生 産 設 備 の 見 積	同 上	同 上
附 帯 工 作 物	同 上	同 上
独 立 工 作 物 の 見 積	同 上	同 上
立 竹 木	同 上	同 上
庭 園	同 上	同 上
墳 墓 等	同 上	同 上
建物等の残地移転要件の 該 当 性 の 検 討	現地踏査及び工事平面図等による 権利者の概数	同 上
照 応 建 物 の 設 計 書 案 の 作 成 等	現地踏査及び工事平面図等による 概数	同 上
営 業 そ の 他 の 調 査		
打 合 せ 協 議		
現 地 調 査		
営 業	現地踏査による概数	実績数量
仮 営 業 所 設 置	同 上	同 上
居 住 者	同 上	同 上
動 産	現地踏査及び工事平面図等による概数	同 上
居 住 者 調 査	現地踏査による概数	同 上
そ の 他 通 損	同 上	同 上
消 費 税 等 調 査		
打 合 せ 協 議		
消 費 税 等 調 査	調査対象者の概数	実績数量
予 備 調 査		
打 合 せ 協 議		
現 地 踏 査		
関 係 資 料 収 集		
企業の内容等の調査	現地踏査及び工事平面図等による概数	実績数量
敷地使用実態の調査	同 上	同 上
駐車場等の使用実態追加調査	同 上	同 上
建 物 調 査	同 上	同 上
機 械 設 備 等	同 上	同 上
移 転 計 画 案 の 作 成	同 上	同 上

業 務 種 別		予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
移 転 工 法 案 の 検 討			
打 合 せ 協 議			
現 地 踏 査			
関 係 資 料 収 集			
企 業 内 容 等 の 調 査		現地踏査及び工事平面図等による概数	実績数量
敷地使用実態の調査		同 上	同 上
駐 車 場 等 の 使 用 実 態 追 加 調 査		同 上	同 上
移 転 工 法 案 の 作 成		同 上	同 上
照 応 建 物 の 詳 細 設 計 等		現地踏査及び工事平面図等又は予備調査の結果に基づく予定照応建物の詳細設計の棟数等より求めた図面枚数	実績数量(照応建物の詳細設計棟数)による照応建物の詳細設計図面枚数
機 械 設 備 設 計		予備調査の結果に基づく機械設備設計を行う予定事業所数	実績数量
機 械 設 備 の 見 積		現地踏査等による概数	同 上
事 業 認 定 図 書 等 の 作 成			
相 談 用 資 料 作 成	打合せ協議		
	現地踏査		
	現 地 調 査 等	現地踏査及び工事平面図等による対象距離又は面積の概数	対象距離又は面積の実数
	資料の収集及び作成	同 上	同 上
	調 書 等 の 作 成	同 上	同 上
	添付図面の作成	添付図面作成の予定種類数	実績数量(添付図面種類数)
申 請 書 作 成	打 合 せ 協 議		
	現地踏査		
	現 地 調 査 等	現地踏査及び工事平面図等による対象距離又は面積の概数	対象距離又は面積の実数
	資料の収集及び作成	同 上	同 上
	調 書 等 の 作 成	同 上	同 上
	添付図面の作成	添付図面作成の予定種類数	実績数量(添付図面種類数)
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打 合 せ 協 議		
	現 地 踏 査		
	資料の整理・検討	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その予定数量	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その実績数量
	裁決申請書(案)等の作成	同 上	同 上
	裁決添付図面作成	同 上	同 上
	調書添付図面作成	対象土地の予定筆数	対象土地の実績筆数
	その他参考図書の作成	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その予定数量	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その実績数量

業 務 種 別		予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
明渡裁決申立図書の作成	打 合 せ 協 議		
	現 地 踏 査		
	資料の整理・検討	対象土地所有者ごとに1申立として、その予定数量	対象土地所有者ごとに1申立として、その実績数量
	明渡裁決申立書（案）等の作成	同 上	同 上
	図 面 の 作 成	同 上	同 上
	その他参考図書の作成	同 上	同 上
再 算 定 業 務			
打 合 せ 協 議			
現 地 踏 査			
再 算 定 業 務		調査結果による予定数量	実績数量
再 調 査 業 務		建物等の調査及び営業その他の調査に準じて算出する。	

注1 調査と補償予定額の積算を分割して発注する場合の積算の発注に係る予定数量は、調査結果によるものとする。

注2 予定数量等の算出にあたり、本表に定める算出方法よりも、予定数量が適正に算出されると認められる場合（河川事業等の場合に工事平面図を求積する方法等）は、本項の定めに係わらず、適正な方法によることができるものとする。

注3 用地測量の実績数量及び復元測量の実績面積については、座標求積等により算出した面積のほか、必要に応じて用地測量した道路、水路等の面積を含む。

この場合において、道路、水路等の面積計算については、平均幅員に延長を乗ずる等の方法によることができる。

注4 準拠点設置については、極力現存する永続性のある工作物等を利用することとし、その種類について疑義のあるときは、所轄法務局と十分打合せを行うものとする。

永続性のある工作物がない場合は、補助基準点の利用、又は、起業地外に準拠点を新設することとし、その場所については、将来の形質変更の影響を受けにくい場所（民地と民地との境界等）を選定するものとする。

注5 用地境界仮杭設置に係る土地の面積は、用地境界仮杭設置に係る土地の取得地等と残地の面積とする。

設計数量表示単位（例）

設計単位 10,000 m ² の場合		
	設計単位当たり数値	計上数値
9,850 m ²	0.985	0.99
4,320 m ²	0.432	0.43
985 m ²	0.0985	0.099
432 m ²	0.0432	0.043
98.5 m ²	0.00985	0.01
43.2 m ²	0.00432	0.004

第4編 地盤変動により生じた建物等
の損傷に係る（工損調査等）
業務積算資料

第1章 工損調査等業務実施要領

第1節 実施要領

第1 (目 的)

この実施要領は、公共事業に係る工事の施行に伴う地盤変動により生じた建物等の損傷に係る費用負担の適正な執行を期するため、工事施行箇所の近隣の建物等の調査（以下「工損調査等」という。）に係る必要事項を定めることを目的とするものである。

第2 (通 則)

業務の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 (調 査)

工損調査等は、工事施行前に行う事前調査（以下「事前調査」という。）と杭打、埋戻し、矢板引抜等の工事が完了し、その後建物の損傷が発生し、又は損傷が拡大するおそれがないと認められる時期に行う事後調査（以下「事後調査」という。）とに分けて実施するものとする。

第4 (調査区域等)

- (1) 事前調査の調査区域は、原則として工事区域の境界から40メートルの範囲とする。ただし、工事の種類、規模、工法等及び工事施行箇所の地盤状況等の自然条件、土地利用の状況、家屋等の立地状況等により、これを変更することができるものとする。
- (2) 事後調査は、事前調査を行った地域の建物等の所有者等から損害等の発生の申出があり、その原因が当該工事の施行によるものであると認められる建物等について行うものとする。ただし、事前調査を行った調査区域外の建物等の所有者等から損害等の発生の申出があり、その原因が当該工事の施行によるものであると認められる場合には、工事施行中であっても直ちに事前調査に当たる工損調査等を行い、その後事前調査を行うものとする。

なお、事後調査だけの工損調査等は、原則として行わないこと。

第5 (立 入 り)

事務所長（本庁所管課・室長を含む。以下同じ）は、工損調査等の実施に当たっては、立入りについてあらかじめ当該建物等の所有者等の承諾を得ておくものとする。

第6 (立 会 い)

事務所長は、工損調査等を行う者が原則として当該建物等の所有者等の立会いが得られるよう、あらかじめ了解を得ておくものとする。

第7 (予定価格の積算)

予定価格の積算は第2章に定める「工損調査等業務積算基準」によるものとする。

第8 (地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書の適用)

工損調査等業務の実施に当たっては、地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書を適用することとし、必要に応じて特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

第9 （因果関係の判定）

事前調査を行った地域の建物等の所有者等から損害等の発生への申出があり、その原因が当該工事の施行によるものか否かの判定に当たっては、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日建設省建設事務次官通知）第2条（事前の調査等）及び第3条（地盤変動の原因等の調査）による調査結果を基に、建物等の使用年数等からみて老朽化により自然発生的に、また、構造的な欠陥等により起こったものではないのか否か等建築士等の専門家の意見も参考にして慎重に行うものとする。

第10 （そ の 他）

その他必要な事項については、第2編用地調査等業務実施要領第1章を準用するものとする。

第2節 契約事務処理

工損調査等業務を委託に付す場合の契約事務処理は、第2編用地調査等業務実施要領第2章を準用するものとする。

第2章 公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準

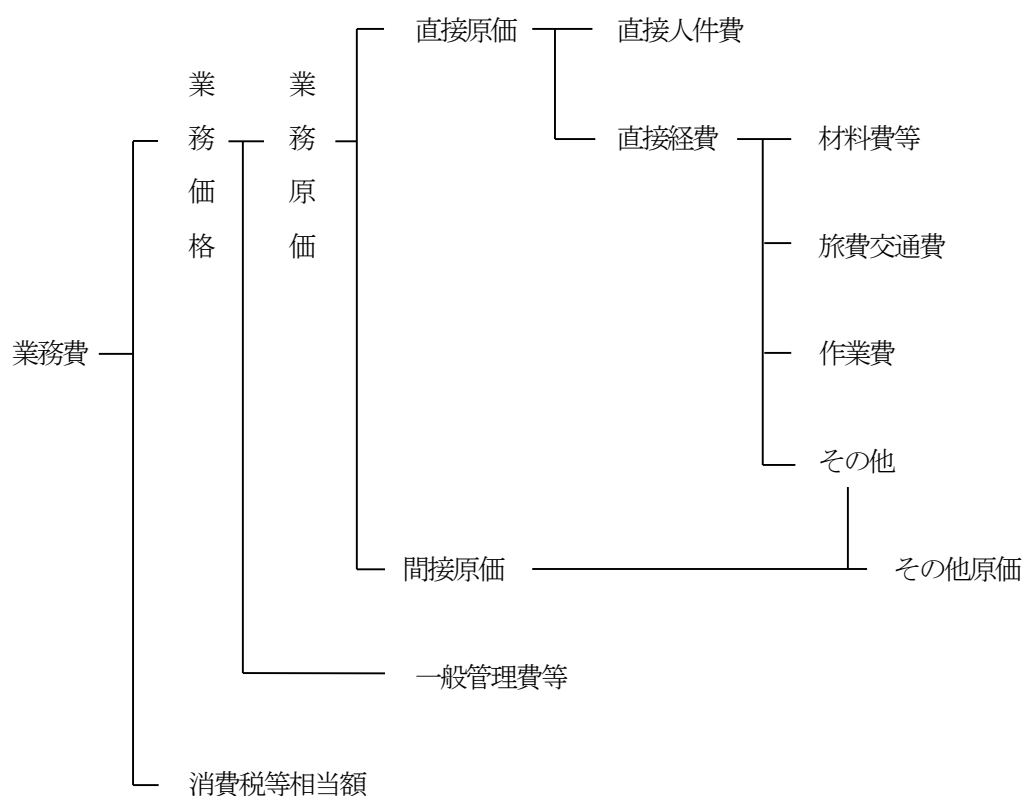
第1 適用範囲

この公共事業に係る工事の施行に伴う建物等の損害等の調査に係る業務費積算基準（以下「工損積算基準」という。）は、高知県土木部が所管する公共事業の施行に伴う「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号。以下「事務処理要領」という。）第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査、第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務（以下「地盤変動影響調査等」という。）を、別途定める地盤変動により生じた建物等の損傷に係る調査（工損調査等）仕様書（以下「共通仕様書」という。）によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。

なお、この工損積算基準により難しい特殊なものについては、別途見積等により積算することができるものとする。

第2 業務費の構成

この工損積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第3 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費

直接人件費は、地盤変動影響調査等に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、高知県が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表7）200㎡以上300㎡未満の場合

職 種	(基準値) 規 模 70㎡以上130㎡未満	補 正 率 200㎡以上 300㎡未満	(補正值) 規 模
技師 A	1.08人	1.80	1.94人
技師 B	1.71人	1.80	3.07人
技師 C	1.34人	1.80	2.41人
技師 D	0.58人	1.80	1.04人

注 補正率は、表8で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、地盤変動影響調査等を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（地盤変動影響調査等に係って必要となる用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって

得た額を計上するものとする。この場合の計上額は、1円未満を切り捨てとする。

$$\text{材料費等} = \text{直接人件費} \times 7 \text{ パーセント}$$

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等によりロー1、ロー2によりがたい場合は、高知県土木部の定める設計業務等標準積算基準書（参考資料）（以下「積算基準書（参考資料）」という。）第1編総則第2章積算基準（参考資料）第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。

ロー1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）

地盤変動影響調査等については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
地盤変動影響調査等	直接人件費の1.91パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費交通費の率を用いた積算

地盤変動影響調査等については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
地盤変動影響調査等	直接人件費の2.29パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して「職員の旅費に関する条例」（昭和29年高知県条例第36号）（以下「旅費条例」という。）第18条で定める宿泊料の上限額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊料の上限額は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第19条で定める宿泊諸費の一夜当たりの定額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊諸費は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

地盤変動影響調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

地盤変動影響調査等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外に必要となるその他の費用については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \left[\left\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \right\} + (\text{一般管理費等}) \right] \times (\text{消費税等税率})$$

5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下を切上げるものとする。また、各必要日数（W）は小数第3位（小数第4位以下切捨て）まで算出するものとする。

$$\text{履行期間} = \frac{\text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他}}{(W1) \quad (W2)}$$

（1）必要内外業日数（W_i）の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \Sigma (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内（外）業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})$$

（2）不稼働係数

不稼働係数は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則 第2章積算基準 第1節積算基準 1-2 履行期間の算定（1）の内業の不稼働係数によるものとする。

（3）その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・・・・12/29 ～ 1/3 6日間

夏期休暇・・・・・・8/14 ～ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税等税率}) \\ (\text{落札率を乗じた額})$$

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

7 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

ト 業務価格の端数処理

積算基準書（参考資料）第1編総則 第1章総則（参考資料） 第2節設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法 （9）業務価格によるものとする。

(3) 設計数量表示単位

イ 設計数量の表示単位及び数値は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。

ロ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表および業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。

ハ 設計数量の表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

- イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。
- ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び費用負担額算定に必要な諸数量の計算等の作業を行うことをいう。
- ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

工損積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

ただし、第4地盤変動影響調査等歩掛〔一〕5水準測量を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 （ A ）	技 師 A
技 師 （ B ）	技 師 B
技 師 （ C ）	技 師 C
技 術 員	技 師 D

第4 地盤変動影響調査等歩掛

地盤変動影響調査等は、事務処理要領第1条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条（事前の調査等）第5号建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）と第4条（損害等が生じた建物等の調査）の調査（以下「事後調査」という。）及び第7条（費用の負担）に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明に区分して行うものとする。

[一] 共通

作業計画の策定

事前調査等の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表1により行うものとする。

表1

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師 技師A	0.38 0.38	

[二] 事前調査、事後調査及び算定

1-1 打合せ協議

事前調査、事後調査及び算定の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は表2により行うものとする。

表2

種 目	単位	規模	職 種	外 業			備考
				業務 着手時	中間 打合せ	成果品 納入時	
打合せ協議	業務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ1回 当たりの場合
			技師A	0.50	0.50	0.50	
			技師B	0.50	0.50	0.50	

注1 中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のための業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

注2 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

注3 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断

され、調査職員と、管理技術者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

1-2 現地踏査

現地踏査は、事前調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、これに要する直接人件費の積算は、表3により行うものとする。

表3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師A	0.39 人	
			技師B	0.39 人	
			技師C	0.39 人	

2 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、表4、表5及び表6の区分によるものとする。

表4

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

表5

区 分	判 断 基 準
木造建物A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舍、その他これらに類するもの
木造建物B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校その他これらに類するもの

木造建物C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、附属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く
-------	--

表6

区 分	判 断 基 準
イ	店舗、事務所、病院、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、附属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

3 事前調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表7により行うものとする。
ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.78	0.30	—	1.08 人	
			技師B	0.78	0.93	—	1.71 人	
			技師C	0.78	0.56	—	1.34 人	
			技師D	—	0.58	—	0.58 人	
木 造 建 物 B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.93	0.34	—	1.27 人	
			技師B	0.93	0.82	—	1.75 人	
			技師C	0.93	0.66	—	1.59 人	
			技師D	—	0.50	—	0.50 人	

木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.55	0.25	—	0.80 人	
			技師B	0.55	0.63	—	1.18 人	
			技師C	0.55	0.33	—	0.88 人	
			技師D	—	0.47	—	0.47 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師A	0.59	0.22	—	0.81 人	
			技師B	0.59	0.92	—	1.51 人	
			技師C	0.59	0.19	—	0.78 人	
			技師D	—	0.54	—	0.54 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.07	0.39	—	1.46 人	
			技師B	1.07	1.13	—	2.20 人	
			技師C	1.07	0.78	—	1.85 人	
			技師D	—	0.68	—	0.68 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.06	0.40	—	1.46 人	
			技師B	1.06	1.39	—	2.45 人	
			技師C	1.06	0.73	—	1.79 人	
			技師D	—	0.47	—	0.47 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	0.67	0.30	—	0.97 人	
			技師B	0.67	0.77	—	1.44 人	
			技師C	0.67	0.48	—	1.15 人	
			技師D	—	0.59	—	0.59 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表8の、木造特殊建物にあつては表9の、非木造建物イ、ロ及びハにあつては、表10の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表にかかわらず表11によって直接人件費の積算を行うものとする。

注3 注1及び注2は「4事後調査」においても同様に適用するものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表8

建物延べ面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 450 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表 9

建物延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表 10

建物延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	4,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	15,000 m ² 以上 21,000 m ² 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

表 11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	0.36	0.11	—	0.47 人	
			技師B	0.36	0.22	—	0.58 人	
			技師C	0.36	0.18	—	0.54 人	
			技師D	—	0.14	—	0.14 人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には、水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 12

戸当たり 延べ面積	35 m ² 未満	35 m ² 以上 65 m ² 未満	65 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 225 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表13により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表13

区 分	単位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	0.43	0.18	—	0.61 人	
			技師B	0.43	0.38	—	0.81 人	
			技師C	0.43	0.44	—	0.87 人	
			技師D	—	0.32	—	0.32 人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。

表14

敷地面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 630 m ² 未満	630 m ² 以上 1,300 m ² 未満	1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000 m ² 以上 3,300 m ² 未満	3,300 m ² 以上 5,000 m ² 未満
5.70	7.70

4 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は表15により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。また、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。

とする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.71	0.26	—	0.97 人	
			技師B	0.71	0.74	—	1.45 人	
			技師C	0.71	0.45	—	1.16 人	
			技師D	—	0.65	—	0.65 人	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.84	0.37	—	1.21 人	
			技師B	0.84	0.66	—	1.50 人	
			技師C	0.84	0.61	—	1.45 人	
			技師D	—	0.50	—	0.50 人	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	0.46	0.23	—	0.69 人	
			技師B	0.46	0.74	—	1.20 人	
			技師C	0.46	0.32	—	0.78 人	
			技師D	—	0.55	—	0.55 人	
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	技師A	0.57	0.28	—	0.85 人	
			技師B	0.57	0.65	—	1.22 人	
			技師C	0.57	0.23	—	0.80 人	
			技師D	—	0.51	—	0.51 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.17	0.36	—	1.53 人	
			技師B	1.17	0.65	—	1.82 人	
			技師C	1.17	0.33	—	1.50 人	
			技師D	—	0.60	—	0.60 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	1.00	0.38	—	1.38 人	
			技師B	1.00	0.73	—	1.73 人	
			技師C	1.00	0.54	—	1.54 人	
			技師D	—	0.74	—	0.74 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	0.66	0.23	—	0.89 人	
			技師B	0.66	0.68	—	1.34 人	
			技師C	0.66	0.38	—	1.04 人	
			技師D	—	0.63	—	0.63 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8、表9及び表10の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表16によって直接人件費の積算を行うものとする。

表16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	0.20	0.11	—	0.31 人	
			技師B	0.20	0.13	—	0.33 人	
			技師C	0.20	0.07	—	0.27 人	
			技師D	—	0.09	—	0.09 人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表17により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表17

区 分	単位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	0.41	0.21	—	0.62 人	
			技師B	0.41	0.38	—	0.79 人	
			技師C	0.41	0.28	—	0.69 人	
			技師D	—	0.34	—	0.34 人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表14の補正率表を適用するものとする。

5 水準測量

共通仕様書第24条第2項第一号及び第25条の調査にあたり、公共水準点の設置を実施する場合は、高知県土木部の定める設計業務等標準積算基準書（以下「積算基準書」という。）及び積算基準書（参考資料）により積算するものとする。この場合の積算歩掛は、原則として積算基準書第1編第2章第3節水準測量のうち4級水準測量観測及び水準点設置（永久標識以外）を適用する。

6 居住者調査

事前調査及び事後調査に伴い居住者調査を行う場合の直接人件費の積算は、用地調査等業務積算資料第3編第4章第7表7-6により行うものとする。

7 算定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の

積算は、表18により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表18

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	技師A	—	0.21	0.12	0.33 人	
			技師C	—	0.72	0.24	0.96 人	
			技師D	—	—	0.14	0.14 人	
非 木 造 建 物	棟	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師A	—	0.38	0.26	0.64 人	
			技師C	—	1.14	0.34	1.48 人	
			技師D	—	—	0.15	0.15 人	
区分所有建物等	戸	35 m ² 以上 65 m ² 未満	技師A	—	0.10	0.07	0.17 人	
			技師C	—	0.25	0.13	0.38 人	
			技師D	—	—	0.04	0.04 人	
工 作 物	箇所	100 m ² 以上 300 m ² 未満	技師A	—	0.18	0.12	0.30 人	
			技師C	—	0.41	0.13	0.54 人	
			技師D	—	—	0.08	0.08 人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8、表10、表12及び表14の補正率表を適用するものとする。

[三] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1-1 打合せ協議

費用負担の説明の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は表1により行うものとする。また、中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

1-2 現地踏査

現地踏査は、費用負担の説明等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので、これに要する直接人件費の積算は、表19により行うものとする。

表19

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現 地 踏 査	業 務	—	技 師 A	0.60 人	
			技 師 B	0.60 人	
			技 師 C	0.60 人	

2 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表20により行うものとする。

表20

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
概 況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技 師 A	0.05	0.04	0.09 人	
			技 師 C	0.05	0.04	0.09 人	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費＝単価×権利者数

3 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表21により行うものとする。

表 2 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
説明資料の 作 成 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技 師 A	—	0.11	0.11 人	
			技 師 C	—	0.21	0.21 人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

4 費用負担の説明

費用負担の説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する
直接人件費の積算は、表 2 2 により行うものとする。

表 2 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10 人	
			技 師 A	1.45	0.10	1.55 人	
			技 師 C	1.45	0.36	1.81 人	

注 直接人件費＝単価×権利者数

別 表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
事前調査、事後調査及び算定	作業計画の策定		業務	1	
	打合せ協議	業務着手時	業 務	1	
		中間打合せ	回	1	
		成果物納入時	業 務	1	
	現地踏査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物等	戸	1	
費用負担説明	打合せ協議	業務着手時	業 務	1	
		中間打合せ	回	1	
		成果物納入時	業 務	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

第5編 用地調査等業務を単独発注 した時の監督・検査等資料

用地調査等業務監督・検査要領

第1節 総 則

用地調査等業務の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについては、「高知県契約規則」（昭和 39 年高知県規則第 12 号）、「高知県会計規則」（平成 4 年高知県規則第 2 号）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2節 監 督

業務委託契約の履行に伴う監督の実施については、「高知県土木設計等委託業務監督規程」を準用するものとする。ただし、監督業務の基準については、原則として別記第 1「用地調査等業務監督基準」を適用するものとする。

発注者は、用地調査等業務について指示、承諾及び協議を代行させる調査職員を定め、受注者に別記様式第 7 号により通知するものとする。

第3節 検 査

業務委託契約の履行に伴う検査の実施については、「高知県土木設計等業務検査規程」を準用するものとする。ただし、検査業務の基準については原則として別記第 2「用地調査等業務検査基準」を適用するものとし、具体的要領については、「高知県土木設計等委託業務」を準用するものとする。

なお、成績評定については、「高知県土木設計等委託業務成績評定要項」を準用するものとする。

(別記第1)

用地調査等業務監督基準

第1目 的

この基準は、用地調査等業務の委託契約の適正な履行を確保するために必要な監督業務の基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

第2適 用

この基準は、調査職員が用地調査等業務の監督を行う場合に適用するものとする。

第3確 認

(1) 監督の確認方法は、審査、立会又は検測によるものとする。

(2) 審査、立会及び検測の意義は、次に掲げるところによる。

イ 審査： 受注者から提出された書類（計画書、報告書、図面等）について調査職員が検討することをいう。

ロ 立会： 業務施行の進行過程を確認するために調査職員が臨場し、その適否を確認する行為をいう。

ハ 検測： 所定の品質及び適正な出来形を確保するため、測定等を調査職員立会のうえ受注者に実施させ、又は調査職員自らこれを行い、確認することをいう。

第4 監督業務の処理

調査職員は、別紙1「用地調査等監督業務処理表」に定めるところにより、監督業務を処理するものとする。

第5 調査職員の明確化

別紙1「用地調査等監督業務処理表」における契約区分及び監督の区分は、次表の調査職員業務分担基準により実施するものとする。

調査職員業務分担基準

(土木部)

		本 庁	出先機関	備 考
総括調査員		課 室 長	次長又は技術次長	次長等のいない場合は、所長とする。
専任調査員		課長補佐	課 長	出先機関においては技術担当課長
主任調査員		班長又はチーフ	班長又はチーフ	出先機関においては用地担当班長又はチーフ（※注）
調査員	調査員	本庁又は出先機関の用地担当職員		総括調査員を除く調査員を兼務することができる。
	副調査員	本庁又は出先機関の技術職員		

※注：出先機関において用地担当班長又はチーフのいない場合は、用地担当課長とする。

(別記第2)

用地調査等業務検査基準

第1 目 的

この基準は、用地調査等業務の検査に必要な基準に定めるところにより、検査業務の適切な実施を図ることを目的とする。

第2 適 用

この基準は、検査職員が用地調査等業務について完成検査を行う場合に適用するものとする。

第3 検査業務の処理

検査職員は、提出された成果品について、別紙2「用地調査等検査業務処理表」に定めるところにより、検査業務を処理するものとする。

用地調査等監督業務処理表

事 項	番号	監 督 業 務
仕様書等と不整合等 のときの措置	1	調査員は、用地調査等共通仕様書、特記仕様書（以下「仕様書」という。）及び設計図書に明示されていないもの又は相互に符号しないものを発見したとき又は契約の相手方から同様な通知を受けたときは、軽微なものを除き主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	2	調査員は、仕様書及び設計図書と委託業務の現地状況が一致しないとき又はこれらに誤り若しくは脱漏があることを発見したとき若しくは契約の相手方から同様な通知を受けたときは、軽微なものを除き主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	3	主任調査員は、前記 1、2 に掲げる欠陥を発見したとき、調査員から報告を受けたとき又は契約の相手方から通知を受けたときは、軽微なものを除き総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
業務の無断委任等に対する措置	4	(1) 調査員は、契約の相手方が総括調査員又は専任調査員の承諾を得ることなく委託業務を第三者に委任し、又は下請に付したことを発見したときは、主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 (2) 主任調査員は、契約の相手方が総括調査員又は専任調査員の承諾を得ることなく委託業務を第三者に委任し、又は下請に付したことを自ら発見し、又は調査員から報告を受けたときは、総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
不適当な業務に対する措置	5	(1) 調査員は、契約の相手方又は下請人が委託業務の施行について著しく不適当と認められるときは、その理由を付して主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 (2) 主任調査員は、契約の相手方又は下請人が委託業務の施行について著しく不適当と認められるとき（調査員からその旨の報告があった場合を含む。）は、その理由を付し総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	6	(1) 調査員は、委託業務の管理技術者がその職務の執行について著しく不適当と認められるときは、その理由を付して主任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

事 項	番号	監 督 業 務
不適当な業務に対する措置	6	(2) 主任調査員は、委託業務の管理技術者がその職務に執行について著しく不適当と認められるとき（調査員からその旨の報告があった場合を含む。）は、その理由を付して総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。
	7	(1) 調査員は、委託業務の管理技術者以外の使用人がその業務の執行について著しく不適当と認められるときは、契約の相手方又は管理技術者に対し、その理由を明示して、その交替を求め、その経過を主任調査員に報告するものとする。 (2) 主任調査員は、委託業務の管理技術者以外の使用人がその業務の執行について著しく不適当と認められるとき（調査職員からその旨の報告があった場合を含む。）は、契約の相手方又は管理技術者に対し、その理由を明示して、その交替を求め、その経過を総括調査員又は専任調査員に報告するものとする。
工程管理の実施	8	主任調査員は、詳細な工程表により工程を管理する必要があるときは、契約の相手方に対し工程表の作成及び提出を指示し、これに基づき適正な管理を行うものとする。
	9	調査職員は、委託業務の施行状況を把握するため、契約の相手方から業務日報その他必要な書類を提出させ、これを審査して委託業務の工程を把握し、契約の相手方から提出された工程表と対比のうえ、予定期間内に委託業務が完了するよう契約の相手方に対して必要な指示を与えるものとする。
業務の遅延等に対する措置	10	主任調査員は、委託業務が遅延し、予定期間内に完了しないおそれがあると認められたときは、契約の相手方に対して予定期間内に委託業務を完了するよう催告するとともに、総括調査員又は専任調査員に報告するものとする。
	11	主任調査員は、天災その他不可抗力によって委託業務の進捗が妨げられたときは、遅滞なく総括調査員又は専任調査員に報告するものとする。
	12	主任調査員は、契約の相手方から委託業務の期間の延長の申出があったときは、遅滞なく総括調査員又は専任調査員に報告し、その指示を受けるものとする。
損害等が発生した場合の措置	13	調査職員は、次に掲げる事態が生じたときは、その実情を調査し、遅滞なく主任調査員から理由を付して総括調査員又は専任調査員に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

事 項	番号	監 督 業 務
損害等が発生した場合の措置	13	イ 用地調査等の目的物の引渡し前にその目的物又は器材等に損害があったとき。 ロ 用地調査等の実施に関し損害が生じたとき。 ハ 用地調査等の実施により第三者に損害を与えたとき。
業務完了に伴う措置	14	主任調査員は、契約の相手方から業務完了報告書及び成果品を受理したときは、直ちに総括調査員に報告し、検査の準備をしなければならない。
	15	調査職員は、委託業務の検査に際して立ち会うものとする。また、検査職員から書類の提示若しくは提出又は事実の証明を求められた場合は、これに応じなければならない。
指示等を行ったときの措置	16	調査職員は、契約の相手方に対し、指示若しくは承諾を与え、又は契約の相手方と協議したときは、書類によりその経過を明らかにしておくものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。
業務日報の審査等	17	調査職員は、契約の相手方から提出された委託業務の業務日報の審査又は業務日報に記載された指示事項の確認を行った場合には、これに押印するものとする。
監督業務の経緯等の記録	18	調査職員は、次に掲げる書類を備えつけ、これを整理して監督の経緯を明らかにするものとする。 イ 委託契約書の写し ロ 仕様書等 ハ 設計図書 ニ 現場説明会 ホ 工程表 ヘ 業務日報 ト 指示事項等に関する書類 チ その他必要と認められる書類
調査職員の交替の措置	19	主任調査員又は調査員（主任調査員が置かれていない場合の調査員に限る。）の交替の場合には、前任者は、その引き継ぐべき監督に関する書類その他必要な事項を記載した引継書を作成し、その引継ぎが完了したときは、後継者と共に署名押印して引継ぎの経過を明らかにしておくものとする。

用地調査等検査業務処理表

成 果 品	照 査 事 項	照 査 対 象
地 図 の 転 写 (共通仕様書第 29 条、第 35 条) 土 地 登 記 簿 の 調 査 (第 30 条、第 35 条) 建 物 登 記 簿 等 の 調 査 (第 31 条、第 35 条) 地 図 の 作 成 (第 34 条)	管轄法務局において、用地調査等共通仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づく内容を照査する。	調査対象の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
権 利 者 の 確 認 調 査 (第 32 条、第 35 条)	関係市町村等において、仕様書に基づく調査内容を照査する。	調査対象の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、相続関係の有無による区分又は地域別に区分する地域区分を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
面 積 計 算 (第 22 条、第 46 条)	仕様書に基づき数値三斜計算書及び座標求積計算書等の計算内容を照査する。	調査筆数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
準 拠 点 の 設 置 (第 43 条) 用 地 境 界 仮 杭 の 設 置 (第 44 条) 永 久 境 界 埋 設	現地調査において、仕様書に基づく内容及び設置箇所を実地測量して照査する。	設置数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
土 地 の 実 測 平 面 図 (第 38 条、第 47 条、第 125 条)	現地調査において、地図の写し及び土地調査表と対比しながら仕様書に基づく土地の測量の内容について実地測量して照査する。 なお、土地境界立会確認書、土地現地調査書、三斜式等も併せて照査する。 (別記 15 及び 16 参照)	照査対象は、土地の実測平面図一葉につき調査筆数の 10 パーセント以上を照査対象とし、抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
土 地 の 実 測 平 面 図 写 図 (第 47 条)	土地の実測平面図と対比して照査する。	土地の実測平面図枚数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
木 造 建 物 の 調 査 及 び 積 算 (第 53 条、第 64 条、第 75 条)	現地調査において、仕様書及び別記 4 木造建物調査・積算要領に基づく調査内容を照査し、積算内容を照査する。	対象棟数の 10 パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
木造特殊建物の調査及び積算 (第 54 条、第 65 条、第 76 条) 非木造建物の調査及び積算 (第 55 条、第 66 条、第 77 条)	現地調査において、仕様書及び別記 5 非木造建物調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	対象棟数の 10 パーセント以上を照査対象とし、補償金額の高いものから抽出する重点抽出の方法による。

成 果 品	照 査 事 項	照 査 対 象
機械設備の調査及び積算 (第56条、第67条、第79条) 生産設備の調査及び積算 (第57条、第68条、第80条)	上記木造特殊建物、非木造建物における照査事項に準じて照査する。	対象物件の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
附帯工作物の調査及び積算 (第58条、第69条、第81条)	仕様書及び別記6工作物調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	それぞれの件数の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
立竹本の調査及び積算 (第61条、第72条、第84条)	仕様書及び別記7立竹木調査・積算要領に基づき照査する。	同 上
庭園の調査及び積算 (第59条、第70条、第82条)	上記附帯工作物及び立竹木における照査事項に準じて照査する。	同 上
墓地管理者等の調査 (第33条、第35条) 墳墓等の調査及び積算 (第60条、第71条、第83条)	仕様書及び別記8墳墓調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	同 上
営業に関する調査及び積算 (第86条、第89条、第90条)	現地調査において、仕様書及び別記9営業調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	対象件数の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
居住者に関する調査及び その他通損に関する積算 (第87条、第89条、第90条) 動産調査及び積算 (第88条から第90条)	市町村役場又は現地調査において、仕様書及び別記10居住者調査・積算要領並びに別記11動産調査・積算要領に基づく調査及び積算内容を照査する。	同 上
予備調査業務 (第94条 第98条)	現地調査において、仕様書に基づく調査及び積算内容を照査する。	調査事業所等の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。
移転工法検討業務 (第104条から第109条)	同 上	同 上
再算定業務 (第110条、第111条)	仕様書及び再積算に係る別記各調査・積算要領に基づく再算定内容を照査する。 なお、再調査を含む場合は、現地調査において、調査及び積算内容を照査する。	対象棟数又はそれぞれの件数の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、大字等の区分又は地域別に分類する地域抽出を行い、その中から等間隔又は単純任意に抽出する。
事業認定申請図書等の 作成業務 (第119条から第127条)	現地調査において、仕様書及び別記12事業認定申請書等作成要領に基づく事業認定申請図等の内容を照査する。	事業認定申請図書等のうち主要なものを照査対象とする。
その他の業務の調査等 (第128条)	現地調査及び仕様書に基づき照査する。	対象物件の10パーセント以上を照査対象とし、その抽出方法は、等間隔又は単純任意に抽出する。

成 果 品	照 査 事 項	照 査 対 象
写 真 台 帳 (第 129 条)	現地調査において、仕様書 及 び別記 13 写真台帳作成要領に 基 づく撮影内容を照査する。	同 上
土 地 調 書 及 び 物 件 調 書 の 作 成 (第 130 条)	仕様書及び別記 14 土地調書 及 び物件調書作成要領に基づき 各 調査表と照査する。	同 上
精 度 監 理 (第 17 条から第 20 条)	精度監理報告書の内容を照 査する。	全精度監理報告書を対象とす る。

注 照査対象件数の 10 パーセントが 1 件に満たない場合は、1 件を照査対象とする。

用地調査等業務監督・検査要領に関する様式

様 式 番 号	様 式 名
別記様式第 1 号	月別委託業務検査命令書
別記様式第 2 号	検査調書
別記様式第 3 号	業務に関する指示書
別記様式第 4 号	業務に関する承諾書
別記様式第 5 号	業務に関する報告書
別記様式第 6 号	調査職員通知書

月 分 工 事 (委託業務) 検 査 命 令 書										平成	年	月	日
下記工事(委託業務)の検査員を命ずる。										(工事検査長)			
班 名 職 名 担当名	検 査 日	工 事 番 号	工 事 名	位 置	請負金額 (千円)	請負人	工 期	検 査 種 別	検査員名	備 考			

別記様式第2号

検 査 調 書

平成 年 月 日

(検査命令者職氏名)

様

(検査職員職氏名)

印

下記のとおり、検査結果を報告します。

記

委託業務名	
業務番号	第 号
委託場所	
履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日
受注者	
受注者立会人	
立会調査職員	
検査年月日	平成 年 月 日
検査種別	完了 部分完了 その他 ()
出来高金額	¥
出来高歩合	% (小数点2位以下切り捨て)
検査の方法	設計書 成果物 その他 ()
合否の判定	合 ・ 否
所 見	

合格・不合格 と決定し、受注者に対して、別紙の通知を行う。

平成 年 月 日

(検査命令者職氏名)

印

別記様式第3号

業務に関する指示書					平成	年	月
日							
委託業務名	(第号)	総括調査員	主任調査員	調査員			
		印	印	印			
指示事項							
添付図 葉							
上記のとおり指示する。							
上記の指示事項について承諾しました。				管理技術者			
平成 年 月 日							

別記様式第4号

業務に関する承諾書					平成 年 月								
日													
委託業務名	(第 号)			受注者名	印								
承諾事項				管理技術者	印								
添付図 葉 上記の事項について承諾をお願いします。													
							上記の事項について承諾する。			総括調査員	専任調査員	主任調査員	調査員
							平成 年 月 日			印	印	印	印

別記様式第5号

業務に関する報告書		平成 年 月	
日			
委託業務名	(第 号)	受注者名	印
報告事項		管理技術者	印
添付図 葉 上記事項について報告します。			
上記の事項について受理する。		総括調査員	専任調査員
平成 年 月 日		主任調査員	調査員
		印	印
		印	印

別記様式第6号

平成 年 月 日

(受注者)

様

(契約担当部署) 長

調査職員通知書

下記のとおり調査職員を定めましたので、通知します。

記

委託業務名	
業務番号	
委託場所	
履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
業務委託料	¥
契約年月日	平成 年 月 日

総括調査員	
専任調査員	
主任調査員	
調査職員(調査員)	
調査職員(副調査員)	

第6編 登記業務委託実施要領

第1章 実 施 要 領

第1（通 則）

登記業務の委託の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2（登記業務委託単価契約の締結）

- 1 事務所長は、登記業務を発注しようとするときは、土地調査表等に基づき業務の種別及び件数等を把握したうえ、単価契約により契約を締結するものとする。
- 2 前項の場合において事務所長は、契約の相手方に対し登記の委託に関する代理権を授与する委任状を交付するものとする。

第3（登記業務の委託料の積算）

- 1 このことに関する報酬単価は、「公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（案）及び公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準（案）について」（平成16年2月26日付け中央用地対策連絡協議会理事会で申し合わせ。以下「基準（案）」という）に基づき、国土交通省四国地方整備局が公表する設計業務委託等技術者単価（基準日額）（以下、『基準日額』という）に、基準（案）に示された委託歩掛を乗じて求めた額の10円未満を切り捨てた額の合計に、諸経費として40パーセントを乗じた額の10円未満を切り捨てた額を加えて求めるものとし、高知県が、社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会と別途定める「土地の登記業務に関する協定書」により協定を締結して定めるものとする。
- 2 報酬単価の改定は、基準日額のうち、この委託に係る技術者単価か、基準（案）の委託歩掛が改定されたときに、高知県と社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会が協議のうえ施行日を定めて行なうものとする。
- 3 用地調査等業務積算資料による発注に際し第1項の単価を使用するときは、諸経費を計上しないものとする。

第4（受注者に対する図書の貸与）

事務所長は、契約の相手方に対し登記業務の処理に必要な図書を貸与し、又は提供するものとする。

第5（登記業務等仕様書の適用）

登記業務の実施に当たっては、別添「登記業務等仕様書」を原則適用することとし、必要に応じて、特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

第6（検査職員の任命）

第5編第1章用地調査等業務監督・検査要領の規定は、登記業務の検査職員を任命する場合に準用するものとする。

第7（検査）

検査職員は、委託した登記業務について業務完了届出書が提出されたときは、登記完了証により当該業務の履行を検査しなければならない。

第2章 取 扱 方 針

この取扱方針は、第1章第3に定める事項に関し、取扱いの方針を示したものである。

第1（単価の適用方法）

- 1 所在図及び地積測量図は、取得前の土地一筆について各一葉とする。
- 2 分筆、地図訂正及び地積の変更・更正は、取得前の土地一筆について各一件とする。
なお、分筆には抵当権及び仮登記等の権利の一部抹消を含み、地図訂正及び地積の変更・更正には図面作成を含む。
- 3 所有権保存、所有権移転、相続及び登記名義人表示変更・更正は、一人について一件とする。
- 4 抵当権等の権利の抹消は、仮登記等の抹消を含み一権利者一件とする。
- 5 単価には、用紙代等業務に必要な費用の一切を含む。

第2（業務日数）

業務日数（履行期限）の決定に当たっては、事前に社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会と十分打合せを行うものとする。

第3（登記の申請時等の閲覧手数料等）

登記の申請等に当たって必要となる登記簿等の閲覧手数料及び日当等は、単価に含む。

別添

登記業務等仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、〇〇（例：〇〇工事の用地取得）に伴う登記業務の委託に適用するものとする。

(業務処理の原則)

第2条 本業務は、所有権移転登記に関する重要事項であり、土地代金支払いの前提となるものであるから契約書及び仕様書に準拠すると共に、不動産登記法その他の法令に基づいて正確かつ迅速に行うものとする。

(代理権の授与)

第3条 委託者は、登記の嘱託に関する代理権を受託者に授与するものとする。

(代理人の選任)

第4条 受託者は、選任した代理人を代理人選任通知書（様式－1）により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受けた代理人が不適切と認める時は、受託者にその変更を求めることができる。

(再委託に関する取扱いについて)

第5条 受託者は本業務の一部（「主たる部分」を除く）について、契約書第5条の再委託を行う場合は、再委託（変更）承諾申請書（様式－2）を契約締結後、ただちに委託者へ提出し、業務に着手するまでに再委託の承諾を受けるものとする。ただし、「軽微な業務」を再委託しようとするときには委託者の承諾を要しない。なお、再委託に関して委託者の承諾が得られない場合は、受託者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。

(本業務の「主たる部分」について)

第6条 前条の「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。

(軽微な業務について)

第7条 第5条の「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の業務をいう。

(履行体制の把握について)

第8条 受託者が契約書第5条の再委託の承諾を得た場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した履行体制に関する書面（様式－3）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

(業務の実施方法)

第9条 委託業務は、委託者の発行する登記業務依頼書（様式－4）に基づき実施するものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づき登記業務依頼書を受理した後速やかに嘱託書類を作成のうえ所轄法務局に嘱託し、登記の早期完了に努めなければならない。

(業務の内容)

第10条 委託業務の内容は、別表のうち契約書別紙単価表に掲げるものとする。

(貸与品等)

第11条 受託者は、業務の履行に必要な用地実測平面図の写し、地図等の写しの複製、地積測量図の写しの複製、土地調査表その他の図書を支給材料として使用する場合には、委託者から貸与又は提供を受けるものとする。

2 委託者は受託者に、土地の表示の登記嘱託手続を行うにあたり、既作成の次の図書を提供するものとする。

- 一 不動産調査報告書
- 二 地積測量図

【(注) 第2項については必要に応じて追加すること】

3 受託者は、前2項の貸与品等を受領したときは、貸与図書借用書（様式－5）又は提供図書受領書（様式－6）を委託者に提出するものとする。

4 受託者は、登記業務依頼書に定める委託業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品を返納するものとする。

（処理困難な業務の取扱い）

第12条 受託者は、業務処理の困難なものがある場合は、その都度委託者に報告し、指示を受けなければならない。

（成果物及び引渡し）

第13条 成果物は、登記業務依頼書に定める各種登記の登記完了証又はその他の成果物とする。

2 受託者は、登記業務依頼書に定める委託業務の完了の都度、業務完了報告書（様式－7）を提出し、検査に合格したものについて成果物を引渡すものとする。また、検査に合格したときは請求書（様式－8）を提出すること。

（個人情報等の保護）

第14条 受託者は、契約書別記「個人情報等取扱特記事項」第3に基づき、個人情報等の責任体制等報告書（様式－9）を、契約締結までに委託者へ提出すること。

別表：【次の例を参考に、受託者と協議の上定めるものとする。】

例1（未登記処理再測量業務 等の標準的な業務内容）

業務名	業務内容	成果品
1 調査業務		
(1) 資料調査	法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、分析整理及び調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検作業を行う。	—
公簿類	法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの土地又は建物登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等 ロ 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等 ハ その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳 等	—
地図類	法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地図又は土地所在図若しくは建物所在図 ロ 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等 ハ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等	—
図面類	法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図（閉鎖図面を含む。）等 ロ 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図 ハ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。） ニ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図	—
(2) 現地調査		
事前調査	地図訂正の申出を行う際に、訂正を要する範囲において行う対象物件の位置調査、現地確認等、境界調査、マーキング等及び対象物件の調査に必要な図面類の整理等の諸作業を行う。	

筆界 確認	多角測量：筆界点の位置の特定のために行う基礎測量で、国家基準点又はこれに準ずる図根点2点以上を与点として行い、後から実施される各種測量業務の骨格となる精度区分2以上の測量をいう。	多角点網図、多角点計算書
	復元測量：筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づき筆界点を測設する作業をいう。	復元点写真又は復元点箇所図及び復元座標一覧表
	画地調整：複数の土地の位置の特定又は筆界点を復元する場合に、基礎測量（現況測量を含む）で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと、地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定するための作業をいう。	地積測量図又は丈量図、面積計算書
立会	民有地境界立会 ・立会・確認：境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料が存する場合にする、相隣者間の合意を得る作業をいう。 ・測距・探索：境界立会において、境界標識が容易に発見できない場合で、収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、おおむね15cm程度の表土除去により境界標識を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。 ・特殊作業：境界立会において、境界標識の全部又は一部が発見できない場合で、既存の調査資料に基づき距離、角度の測定により掘削、破碎、伐採等の作業を行って境界標識を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。	立会写真、立会署名

	公共用地境界立会 ・A ランク：公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請書に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続を行い、かつ、平易な現地での立会作業をする場合をいう。 ・B ランク：境界確認申請書に、A ランクの図面類のほか、現況測量図及び横断面図を添付して申請手続を行った上、現地において添付図面に基づいて状況説明を行い、道水路にあつては、幅員の測距、不動点、永久標識及び構築物等から筆界点の点検、確認を行う作業をする場合をいう。（A ランクの外業のほか現況平面測量、公共用地横断面測量、公共用地境界の事前測設等の作業及びこれに付随した内業を伴う場合をいう。） ・C ランク：境界確認申請書に、A ランク及びB ランクの図面類のほか、登記簿謄本、現況写真、道水路の場合は、対面する土地所有者の同意書等を添付して申請手続を行った上、立会の事前協議、公共用地境界標の事前測設を行い、現地立会においては各土地所有者全員の立会を得て、筆界を確認する等複雑で特殊な作業（引照点測量及び境界明示証明書交付手続を含む。）をする場合をいう。（A 及びB ランクの外業のほか、引照点測量、公共用地明示証明書（立会をした全員の同意書添付）の提出、受領等の作業及びこれに附随した内業を伴う場合をいう。）	・A ランク 立会写真、立会署名、 ・B ランク 上記に加え、作成した官民平面図、断面図等 ・C ランク 上記に加え、確定書等
93 条 報 告書作成	高松法務局（又はその管轄区域内の地方法務局）が定める「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」（昭和 52 年 5 月 4 日訓令第 5 号、令和 4 年 9 月 29 日訓令第 9 号改正）（以下「登記事務取扱要領」という。）第 23 条第 1 項に規定する 93 条報告書（受注者の社員（土地家屋調査士）の記名押印による）を作成する	93 条報告書
2 測量業務		
面積測量	土地の面積測量は、外業（器械の据付、観測、筆界線の整理、筆界点間の検測及び器械の移動）及び内業（観測簿の整理、コンピュータへの入力、面積計算及びその点検、展開・点検並びに測量原図作成）とする。	面積計算書、筆界点精度管理表
境界標 設置	境界点測設 分筆をする場合に木杭等をもって現地に分割点を測設する作業をいう。	測設写真又は測設点、箇所図及び測設点座標一覧表
	境界標埋設 筆界点に永続性のある標識（石杭、コンクリート杭、金属杭、金属標等）を設置するために必要な作業をいう。	
	引照点測量 筆界点の指示又は亡失した場合の境界標の復元のため、予め近傍の恒久的地物等と筆界との位置関係を明確にするための作業をいう。	準拠点写真又は埋設、点箇所図及び埋設点、座標一覧表もしくは地積測量図(写)
3 登記嘱託手続業務		

(1) 登記嘱託手続き	登記に関する嘱託書の作成、提出、受領等を包括して行う作業をいう。	登記嘱託書(写)、登記完了証、その他作成した図面等(地積測量図、分筆図等)
表示	不動産登記法第2条第20号に規定する「表題登記」をいい、登記されていない土地について、その状況を明らかにするためにいう登記。	
分筆	1筆の土地を2筆以上に分割し、2筆以上の土地とする登記。	
地積の変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている地積に誤りがある場合等に、これを正しい地積に合致させる登記。	
合筆	数筆の土地を1筆の土地にまとめる登記。	
地目の変更・更正	土地の用途や使用目的に変更があった場合に、登記簿等の内容も同じように変更する登記。	
滅失	一筆の土地の全部が公有水面下の土地になるなどして私権の客体となくなるときに行う登記。	
所有者の更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者自体に誤りがある場合に、これを正しい所有者に是正する登記。	
所有者の表示変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者の住所に変更を生じた場合、又は誤りがある場合に、登記簿等の表示を新しい表示に変更又は更正するための登記	
(2) 登記業務現地調査	登記事務取扱要領に規定する実地調査のために立会することをいい、実地調査を行った場合には、要領に規定する実地調査書に準ずる書面を作成するものとする。	—
4 書類の作成等		
書類の作成	文案を要するもの 1 地役権図面、地形図・成果図 2 区分建物規約を証する書面添付図面(配置図、平面図、専有部分の略断面図等) 3 証明書(隣接筆界証明書、地役権証明書等) 4 承諾書(権利消滅承諾書、所有権更正承諾書等) 5 上申書、理由書、同意書(地図訂正同意書、所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面、区分建物の集会の決議による規約または合意書等) 6 交付手続を要する書面 7 換地(仮換地)証明書(図面添付)等	作成した書類
	文案を要しないもの 所有権証明書	作成した書類
謄抄本交付手続及び受領	業務の実施に必要な登記事項証明書、登記事項要約書、登記簿・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続き及び受領を行う。	受託者が収集した書類
原本の複製	登記嘱託手続きにあたり、添付書類の原本還付請求を行うために原本の複製を行う。	—
土地現地調査書の作成	土地現地調査書の作成を行う。	土地現地調査書

例2 (※分筆登記等委託業務の標準的な業務内容)

業務名		業務内容	成果品
1 調査業務			
(1) 資料調査		法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、分析整理及び調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検作業を行う。	—
	公簿類	法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの土地又は建物登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等 ロ 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等 ハ その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳 等	—
	地図類	法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地図又は土地所在図若しくは建物所在図 ロ 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等 ハ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあつては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等	—
	図面類	法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図（閉鎖図面を含む。）等 ロ 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図 ハ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあつては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。） ニ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図	—
(2) 現地調査			
	事前調査	地図訂正の申出を行う際に、訂正を要する範囲において行う対象物件の位置調査、現地確認等、境界調査、マーキング等及び対象物件の調査に必要な図面類の整理等の諸作業を行う。	—

	立会 事前 調査	境界立会いに先立ち行う作業等で、次に掲げるものをいう。 イ 受注者は、業務を実施するために、発注者と立会い日時及び具体の作業手順等についての打合せを行う。 ロ 受注者は、業務を実施するために必要な公簿類及び法務局備付けの図面等の資料を支給材料として発注者から貸与又は提供を受け、土地の調査区域、地理的状況、利用状況及び境界標の有無等を把握するために現地の事前調査を行う。	—
	民有地境界立会	境界立会いに時に民有地の境界について、関連する権利者の本人確認、筆界確認及び確認を行った境界標等の写真撮影を行う作業をいい、地域区分、作業の難易度により、次のとおり区分する。 イ 地形による区分については次のとおりとする。 平地：平坦な地域（傾斜角度が概ね3°未満） 丘陵地：ゆるやかな起伏のある地形（傾斜角度が概ね3°以上15°未満） 低山地：相当勾配のある地形（傾斜角度が概ね15°以上35°未満） 高山地：急峻な地形（傾斜角度が概ね35°以上）。 ロ 地図種別の区分については次のとおりとする。 法第14条地図：不動産登記法第14条第1項に規定する地図 地図に準ずる図面：地図等の備付けのない地域または不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面	—
	公共用地境界立会	境界立会いに時に民有地と公有地との境界について、関連する権利者の本人確認、筆界確認及び確認を行った境界標等の写真撮影を行う作業をいう。なお、区分及び分類については「民有地境界立会」と同様とする。	—
	現地の確認に係る調査	土地の表示に関する登記に必要な地積測量図及び「不動産の表示に関する登記事務取扱要領（令和4年9月30日高知地方局局長訓令第9号。以下「要領」という。）第2条（11）に規定する93条報告書を作成する場合に、対象土地の筆界点と永続性のある準拠点等との位置関係を明らかにするため、引照点を確認し、筆界点からの距離及び角度を記載するために必要な現地作業をいい、地域区分により「平地・丘陵地」「低山地・高山地」に区分する。 なお、区分の定義については「民有地境界立会」と同様とする。	—
	93条報告書作成	要領第2条（11）に規定する93条報告書（受注者の社員（土地家屋調査士）の記名押印による）を作成することをいう。	93条報告書
2 登記嘱託手続業務			
	（1）登記嘱託手続き	登記に関する嘱託書の作成、提出、受領等を包括して行う作業をいう。	登記嘱託書（写）、登記

表示	不動産登記法第2条第20号に規定する「表題登記」をいい、登記されていない土地について、その状況を明らかにするためにいう登記。	完了証、 その他作成 した図面等 (地積測量 図、分筆図 等)
分筆	1筆の土地を2筆以上に分割し、2筆以上の土地とする登記。	
地積の変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている地積に誤りがある場合等に、これを正しい地積に合致させる登記。	
合筆	数筆の土地を1筆の土地にまとめる登記。	
地目の変更・更正	土地の用途や使用目的に変更があった場合に、登記簿等の内容も同じように変更する登記。	
滅失	一筆の土地の全部が公有水面下の土地になるなどして私権の客体となくなるときに行う登記。	
所有者の更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者自体に誤りがある場合に、これを正しい所有者に是正する登記。	
所有者の表示変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者の住所に変更を生じた場合、又は誤りがある場合に、登記簿等の表示を新しい表示に変更又は更正するための登記	
地図訂正	土地に関する登記所備付け地図等に誤りがある場合の地図等の訂正の申出をいい、各項目については次のとおりとする。	—
	イ 申出手続、申出手続（加算） 地図訂正の申出を行う場合に計上するものである。地図訂正により 従前の地図より筆界の変更を行った土地について起業地及びその付近地も含めて計上し、2筆目以降はすべて「申出手続（加算）」に計上するものとする。	登記嘱託書（写）、登記完了証、 その他作成した図面等
	ロ 承諾書、承諾書（2筆目以降） 地図訂正の必要な土地に隣接している土地所有者に対して、地図訂正の同意を得るために作成する書類である。承諾書1通ごとに計上するものとする。2通目以降はすべて「承諾書（2筆目以降）」に計上するものとする。	収集した押印済み承諾書
	ハ 承諾書押印交渉 地図訂正の同意を得るために受注者の社員（土地家屋調査士）が直接、隣接所有者に対して押印交渉を行うものである。なお交渉の相手・回数などの方法は発注者が指示を行うものとし、交渉を行った場合には交渉記録を作成し提出するものとする。	収集した押印済み承諾書、交渉記録
	ニ 地図訂正図面 地図訂正を要する土地の訂正前と訂正後の地図を作成するものであり、作成した図面の数量を計上する。計上するのは地図訂正の対象筆のみであり、その付近地に記載されている訂正対象外の土地は含まないものとする。	訂正後の地図
	ホ 93条報告書（地図訂正用） 地図訂正の申請に必要な要領第2条（11）に規定する不動産調査報告書を作成することをいう。通常は地図訂正1件につき1通作成するものとするが、登記官からの指示事項などの事情によって2通以上作成しなければならない理由があれば、作	93条報告書

		成部数計上できるものとする。	
		ヘ 分合筆経緯表 地図訂正するにあたり、訂正の必要な土地の分筆及び合筆の経緯を旧土地台帳等の法務局備え付けの資料を用いてまとめるものである。登記官からの指示事項である場合のみ計上し、分合筆経緯表を作成するために必要な旧土地台帳等の筆数を実数分計上するものとする。	分合筆経緯表
		ト 土地所在図 地積更正が生じない場合又は地積更正までに相当の期間を有する場合に、地図訂正単独で申請した時に法務局から求められる概測図（境界点が把握可能な簡易図面）等を作成するものである。	—
		チ 地図訂正のための現地踏査 地図訂正単独で業務を依頼する場合に適用する現地調査である。地図訂正を行った筆について、別途地積更正等の表示登記を行う場合は、「現地の確認に係る調査」のみを計上し、重複計上しないものとする。	現地調査記録
		リ 事前調査・内容検討 官公庁の図面や法務局備え付けの資料等を参考にし、地図訂正の内容を検討するものである。 地図訂正により従前の地図より筆界の変更が生ずる土地についての筆数を計上するものとする。	—
	実地調査立会	要領第 22 条に規定する実地調査のために立会することをいい、実地調査を行った場合には、要領第 28 条の実地調査書に準ずる書面を作成するものとする。	立会時の写真等
	加算	縮小・拡大図加算： 地積測量図の作成にあたり、縮尺を変えて作成する必要がある場合の加算をいう。	—
		分属図加算： 地積測量図の作成にあたり、1 筆の土地の形状が広大又は長狭等で分属（数葉に分けて）作成する場合の加算をいう。	—
		共有者加算： 申請手続に係る土地に共有又は相続が発生し、これらの共有者、相続人が 10 名を超える場合の加算をいう。	—
3 書類の作成等			
書類の作成	文案を要するもの 1 地役権図面、地形図・成果図 2 区分建物規約を証する書面添付図面（配置図、平面図、専有部分の略断面図等） 3 証明書（隣接筆界証明書、地役権証明書等） 4 承諾書（権利消滅承諾書、所有権更正承諾書等） 5 上申書、理由書、同意書（地図訂正同意書、所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面、区分建物の集会の決議による規約または合意書等） 6 交付手続を要する書面 7 換地（仮換地）証明書（図面添付）等		作成した書類

	文案を要しないもの 所有権証明書	作成した書類
謄抄本交付手 続及び 受領	業務の実施に必要となる登記事項証明書、登記事項要約書、 登記簿・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続き及び受領を行う。	受託者が収 集した書類
原本の複製	登記嘱託手続きにあたり、添付書類の原本還付請求を行うた めに原本の複製を行う。	—
土地現地調査 書の作成	土地現地調査書の作成を行う。	土地現地調 査書

様式－１

代理人選任通知書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関して、代理権を授与する者
を下記のとおり選任するので通知します。

記

氏 名	住 所	連 絡 先	備 考

様式－２

再委託（変更）承諾申請書

年 月 日

高知県知事 様

（受託者）

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関して、下記のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第５条の規定に基づき申請するので、手続き方お願いします。

記

- １．再委託予定者の住所、名称氏名
- ２．再委託する業務の内容（具体的に記載すること）
- ３．再委託する業務の契約金額（予定）
- ４．再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
- ５．再委託に係る履行体制に関する書面（別紙）
- ６．その他委託者が必要と認める書類

再委託（変更）承諾書

年 月 日

受託者氏名 様

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。

なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受託者は、委託者からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

高知県知事

履行体制に関する書面

年 月 日

(受 託 者)

受託者 × ×	(再委託先 1)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
	電話番号：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先 2)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
	電話番号：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先 3)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
電話番号：		
代表者氏名：		
担当業務範囲 若しくは内容		
(再委託先○)		
.		

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の氏名 (若しくは代表者氏名)
- ②再委託の相手方の住所
- ③再委託を行う業務の範囲 (若しくは内容)

様式－４

3 第 号
年 月 日

(受託者) 様

高知県知事
(公 印 省 略)

登記業務依頼書

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に基づき、下記業務を実施されたい。

記

1 履行期限

年 月 日

2 依頼の内容

別紙のとおり

貸与図書借用書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けをもって依頼のあった業務に関する図書について、下記のとおり借用しました。

氏 名	記 内 訳					備 考

返納年月日	年 月 日	確認担当者	印
-------	-------	-------	---

様式－6

提供図書受領書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けをもって依頼のあった業務に関する図書について、下記のとおり受領しました。

氏 名	記 内 訳					備 考

様式－ 7

業務完了報告書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで依頼のあった業務については、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 業務の名称

2 履行業務の内容

別添成果物のとおり

様式－ 8

請求書

金 円

(消費税含む)

ただし、 登記等委託業務

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

住所

氏名

(振込先)

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

発行責任者	
担当者	
電話番号	

個人情報等の責任体制等報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

受託者 住所
氏名

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関する個人情報等の責任体制等
について、下記のとおり報告します。

記

1 責任体制等に関する事項

業 務 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)
業 務 従 事 者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
業務従事者への 教 育 方 法	(具体的に記入)	

2 個人情報等の管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	

年 月 日

高知県知事 ○○○○殿

受注者

業 務 完 了 届 出 書

年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基づき、
年 月 日付けで発注のあった業務については、下記のとおり
完了したのでお届けします。

記

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 業 務 の 名 称 | |
| 2 | 履 行 期 限 | 年 月 日 |
| 3 | 履行業務の内容 | 別添 登記完了証のとおり |
| 4 | 委 託 料 | ¥ |
| 5 | 履 行 年 月 日 | 年 月 日 |

上記業務について検査の結果履行を確認する。

年 月 日

検査職員 ○○土木事務所
用地担当課長

印

第7編 参 考 資 料

数 量 計 算 書

業 務 名	調 査 者	河 川 名 又 は 路 線 名	調 査 年 月 日	
所 在 地		箇 所 名		

I 用地測量等

I-1 作業計画 I-2 現地踏査

業務種別	単位	当初	備考	変更	備考
作業計画	1業務	1 要 2 不要		1 要 2 不要	
現地踏査	1業務	1 要 2 不要		1 要 2 不要	

I-3 公図等の転写 I-5 土地登記簿調査 I-11 境界確認 I-12 土地境界立会確認書作成

地域区分	単位	予定数量	数量計算	変更数量	数量計算
			延長×(平均用地幅+平均残地幅)		用地測量の実績数量
1 耕地・森林	1000 m ²				
2 原野	1000 m ²				
3 都市近郊	1000 m ²				
4 市街地乙	1000 m ²				
5 市街地甲	1000 m ²				
6 大市街地	1000 m ²				
閲覧(閲覧手数料)	10 枚		地図転写枚数 枚		地図転写枚数 枚

I-4 地積測量図転写

地域区分	単位	予定数量	数量計算	変更数量	数量計算
			地積測量図等の転写予定面積		地積測量図等の転写実績面積
1 耕地・森林	1000 m ²				
2 原野	1000 m ²				
3 都市近郊	1000 m ²				
4 市街地乙	1000 m ²				
5 市街地甲	1000 m ²				
6 大市街地	1000 m ²				

I-6 建物登記簿調査

業務種目	単位	予定数量	数量計算	変更数量	数量計算
			概要		実績数量
建物	10 戸				
閲覧(閲覧手数料)	10 戸				

I-7 権利者確認調査(当初) I-13 補助基準点の設置 I-14 境界測量 I-17 境界点間測量

地域区分	単位	予定数量	数量計算	変更数量	数量計算
			延長×(平均用地幅+平均残地幅)		用地測量の実績数量
1 耕地・森林	1000 m ²				
2 原野	1000 m ²				
3 都市近郊	1000 m ²				
4 市街地乙	1000 m ²				
5 市街地甲	1000 m ²				
6 大市街地	1000 m ²				

I-8 権利者確認調査(追跡)

業務種別	単位	予定数量	数量計算	変更数量	数量計算
			追跡調査対象権利者の概数×5		実績数量
権利者確認調査(追跡)	10 人				

I-9 転写連続図作成

業務種別	単位	予定数量	数量計算	変更数量	数量計算
			延長×(平均用地幅+平均残地幅)		用地測量の実績数量
転写連続図作成	1000 m ²				

I－10 復元測量

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			復元測量に係る土地の延長×（平均用地幅＋平均残地幅）		復元測量の実績面積
1 耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
2 原 野	1000 m ²				
3 都 市 近 郊	1000 m ²				
4 市 街 地 乙	1000 m ²				
5 市 街 地 甲	1000 m ²				
6 大 市 街 地	1000 m ²				

I－15 用地境界仮杭設置

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			用地境界仮杭設置に係る土地の延長×（平均用地幅＋平均残地幅）		用地境界仮杭設置に係る土地の面積（取得地等＋残地）
1 耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
2 原 野	1000 m ²				
3 都 市 近 郊	1000 m ²				
4 市 街 地 乙	1000 m ²				
5 市 街 地 甲	1000 m ²				
6 大 市 街 地	1000 m ²				

I－16 永久境界等埋設〈1 準拠点 2 用地境界杭〉（該当番号を○で囲む。）

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			用地境界杭等予定数量		用地境界杭等実績数量
永 久 境 界 等 埋 設	10 本				

I－18 面積計算

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			延長×（平均用地幅＋平均残地幅）×0.9		面積計算の実績数量
1 耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
2 原 野	1000 m ²				
3 都 市 近 郊	1000 m ²				
4 市 街 地 乙	1000 m ²				
5 市 街 地 甲	1000 m ²				
6 大 市 街 地	1000 m ²				

I－19 用地実測図原図作成 縮尺〈1 1/250 2 1/500 3 1/1,000〉

I－21 用地平面図作成 縮尺〈1 1/250 2 1/500 3 1/1,000〉

（該当番号を○で囲む。）

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			延長（平均用地幅＋平均残地幅）		用地測量の実績数量
用地実測図原図作成	1000 m ²				
用 地 平 面 図 作 成	1000 m ²				

I－20 用地現況測量（建物等）

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 要		実 績 数 量
用地現況測量（建物等）	1000 m ²				

I－22 土地調書作成

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			延長×平均用地幅×0.9		取得等対象地の面積
1 耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
2 原 野	1000 m ²				
3 都 市 近 郊	1000 m ²				
4 市 街 地 乙	1000 m ²				
5 市 街 地 甲	1000 m ²				
6 大 市 街 地	1000 m ²				

I－23 打合せ協議

業 務 種 目	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 数		実 績 数 量
打 合 せ 協 議 （ 中 間 ）	回	1			

I－99 地積測量図等作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 数		実 績 数 量
地 積 測 量 図 （ 分 筆 ）	葉				
地 積 測 量 図 （ 変 更 ・ 更 正 ）	葉				
土 地 所 在 図	葉				
分 筆 所 在 図	葉				

I－24 公共用地管理者との打合せ

業 務 種 別	単 位	当 初	備 考	変 更	備 考
公共用地管理者との打合せ	1 業務	1 要 2 不要		1 要 2 不要	

I－25 現況実測平面図作成 縮尺〈1 1/250 2 1/500 3 1/1,000〉

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 数		実 績 数 量
現 況 実 測 平 面 図 作 成	1000 m ²				

I－26 横断面図作成 I－27 依頼書作成 I－28 協議書作成

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 数		実 績 数 量
横 断 面 図 作 成	100m				
依 頼 書 作 成	100m				
協 議 書 作 成	100m				

Ⅱ 用地調査等

Ⅱ－１ 権利調査

表１－１ 地図の転写、土地登記簿調査

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			延長×（平均用地幅＋平均残地幅）		用地測量の実績数量
耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
原 野	1000 m ²				
都 市 近 郊	1000 m ²				
市 街 地 乙	1000 m ²				
市 街 地 甲	1000 m ²				
大 市 街 地	1000 m ²				
閲覧（閲覧手数料）	10 枚		地図転写枚数 枚		地図転写枚数 枚

表１－１ 地積測量図転写

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			地積測量図等の転写予定面積		地積測量図等の転写実績面積
1 耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
2 原 野	1000 m ²				
3 都 市 近 郊	1000 m ²				
4 市 街 地 乙	1000 m ²				
5 市 街 地 甲	1000 m ²				
6 大 市 街 地	1000 m ²				

表１－１ 建物登記簿等調査

業 務 種 目	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 数		実 績 数 量
建 物	10 戸				
閲覧（閲覧手数料）	10 戸				

表１－１ 権利者確認調査（当初）

地 域 区 分	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			延長×（平均用地幅＋平均残地幅）		用地測量の実績数量
耕 地 ・ 森 林	1000 m ²				
原 野	1000 m ²				
都 市 近 郊	1000 m ²				
市 街 地 乙	1000 m ²				
市 街 地 甲	1000 m ²				
大 市 街 地	1000 m ²				

表１－１ 権利者確認調査（追跡）

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			追跡対象権利者の概数×5		実 績 数 量
権利者確認調査（追跡）	10 人				

表１－１ 転写連続図作成

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			延長×（平均用地幅＋平均残地幅）		用地測量の実績数量
転 写 連 続 図 作 成	1000 m ²				

表１－３ 墓地管理者等の調査

業 務 種 別	単 位	予定数量	数 量 計 算	変更数量	数 量 計 算
			概 数		実 績 数 量
墓地管理者等の調査	使用者				

Ⅱ－２ 建物等の調査

表２－５ 木造建物の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木造建物〔Ⅰ〕	延面積 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 450 ㎡以上 600 ㎡未満	棟	無				
			有				
木造建物〔Ⅱ〕	延面積 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 450 ㎡以上 600 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上	棟	無				
			有				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木造建物〔Ⅲ〕	延面積 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 450 ㎡以上 600 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上	棟	無				
			有				

表 2－7 木造特殊建物の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木造特殊建物	延面積 50 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 50 ㎡以上 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 500 ㎡以上	棟	無				
			有				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

表 2-11 非木造建物の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉(該当項目を○で囲む。)
非木造建物 〈ⅠA、ⅠB、ⅡC、ⅡD〉(該当事項を○で囲む。)

規模〈 ㎡以上 ㎡未満〉(規模を記入する。)

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

非木造建物 〈ⅠA、ⅠB、ⅡC、ⅡD〉(該当事項を○で囲む。)

規模〈 ㎡以上 ㎡未満〉(規模を記入する。)

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

非木造建物 〈ⅠA、ⅠB、ⅡC、ⅡD〉(該当事項を○で囲む。)

規模〈 ㎡以上 ㎡未満〉(規模を記入する。)

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

非木造建物 〈ⅠA、ⅠB、ⅡC、ⅡD〉(該当事項を○で囲む。)

規模〈 ㎡以上 ㎡未満〉(規模を記入する。)

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

非木造建物 〈ⅠA、ⅠB、ⅡC、ⅡD〉(該当事項を○で囲む。)

規模〈 ㎡以上 ㎡未満〉(規模を記入する。)

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

非木造建物 〈ⅠA、ⅠB、ⅡC、ⅡD〉(該当事項を○で囲む。)

規模〈 ㎡以上 ㎡未満〉(規模を記入する。)

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

表2-12-3 建物の法令適合性の調査

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
法令適合性調査(1)	棟				
法令適合性調査(2)	棟				
法令適合性調査(3)	棟				

表2-14 機械設備の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉(該当項目を○で囲む。)
 機械設備〈A、B、C、D、E〉(該当事項を○で囲む。)
 規模〈 m²以上 m²未満〉(規模を記入する。)

		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
見 積 区 分			予 備 調 査			予 備 調 査		
1 0 0 m ² 当 た り 見 積 台 数			無	有		無	有	
イ	無	事業所						
ロ	0.2 台未満	事業所						
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所						
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所						
ホ	1.0 台以上	事業所						

機械設備〈A、B、C、D、E〉(該当事項を○で囲む。)
 規模〈 m²以上 m²未満〉(規模を記入する。)

		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
見 積 区 分			予 備 調 査			予 備 調 査		
1 0 0 m ² 当 た り 見 積 台 数			無	有		無	有	
イ	無	事業所						
ロ	0.2 台未満	事業所						
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所						
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所						
ホ	1.0 台以上	事業所						

機械設備〈A、B、C、D、E〉(該当事項を○で囲む。)
 規模〈 m²以上 m²未満〉(規模を記入する。)

		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
見 積 区 分			予 備 調 査			予 備 調 査		
1 0 0 m ² 当 た り 見 積 台 数			無	有		無	有	
イ	無	事業所						
ロ	0.2 台未満	事業所						
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所						
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所						
ホ	1.0 台以上	事業所						

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

表 2-17 機械設備（生産設備）の見積
機械設備 A・B に相当

	単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

機械設備 C・D に相当

	単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

機械設備 E に相当

	単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

表 2-19 生産設備の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）
生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）
規模〈 m²以上 m²未満〉（規模を記入する。）

		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
見 積 区 分			予 備 調 査			予 備 調 査		
1 0 0 m ² 当 た り 見 積 台 数			無	有		無	有	
イ	無	設 備						
ロ	0.2 台未満	設 備						
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備						
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備						
ホ	1.0 台以上	設 備						

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）
規模〈 m²以上 m²未満〉（規模を記入する。）

		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
見 積 区 分			予 備 調 査			予 備 調 査		
1 0 0 m ² 当 た り 見 積 台 数			無	有		無	有	
イ	無	設 備						
ロ	0.2 台未満	設 備						
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備						
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備						
ホ	1.0 台以上	設 備						

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）
規模〈 m²以上 m²未満〉（規模を記入する。）

		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
見 積 区 分			予 備 調 査			予 備 調 査		
1 0 0 m ² 当 た り 見 積 台 数			無	有		無	有	
イ	無	設 備						
ロ	0.2 台未満	設 備						
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備						
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備						
ホ	1.0 台以上	設 備						

※ 工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

生産設備〈D〉

予 備 調 査		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
			無	有		無	有	
100 ㎡ 当 た り 見 積 台 数	無	箇 所						
	0.2 台未満	箇 所						
	0.2 台以上 0.5 台未満	箇 所						
	0.5 台以上 1.0 台未満	箇 所						
	1.0 台以上	箇 所						

表 2-22 附帯工作物の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単 位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
住 宅 敷 地 A	敷地面積 150 ㎡未満	戸	無				
			有				
住 宅 敷 地 B	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	戸	無				
			有				
住 宅 敷 地 C	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	戸	無				
			有				
農 家 敷 地 A	敷地面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	戸	無				
			有				
農 家 敷 地 B	敷地面積 1000 ㎡以上	戸	無				
			有				
工場、神社、 仏閣等の敷地	敷地面積 500 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	敷地面積 500 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	敷地面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	敷地面積 2000 ㎡以上 4000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	敷地面積 4000 ㎡以上 8000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	敷地面積 8000 ㎡以上 12000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	敷地面積 12000 ㎡以上 20000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
独 立 工 作 物		箇所	無				
			有				

※ 工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

表 2-25 立竹木の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
			毎木調査	面積調査		毎木調査	面積調査	
用 材 林	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
薪 炭 林 立 木	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
収 穫 樹	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
竹 林	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
苗 木 (植木畑)	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						

表 2-28 庭園の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉(該当項目を○で囲む。)

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
庭 園 A	延面積 200 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
庭 園 B	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
庭 園 C	延面積 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 10000 ㎡以上	箇所	無				
			有				
	延面積 200 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 10000 ㎡以上	箇所	無				
			有				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

表 2-31 墳墓等の調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
墳 墓 A	3 画地程度（10 m ² 当たり）	1 0 m ²				
墳 墓 B	5 画地程度（10 m ² 当たり）	1 0 m ²				
墳 墓 C	7 画地程度（10 m ² 当たり）	1 0 m ²				
墳 墓 D	3 ～ 5 基（画地）程度（10 m ² 当たり）	1 0 m ²				
墳 墓 E	7 基（画地）以上（10 m ² 当たり）	1 0 m ²				

表 2-32 建物の残地移転要件の該当性の検討

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
建 物 の 残 地 移 転 要 件 の 該 当 性 の 検 討	権 利 者				

表 2-33 構内再築建物の設計案の作成等

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構 内 再 築 建 物 の 設 計 案 の 作 成 等	棟				

Ⅱ-3 営業その他の調査

表 3-3 営業に関する調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
営 業 A	事業所				
営 業 B	事業所				
営 業 C	事業所				
営 業 D	事業所				
営 業 E	事業所				

表 3-4-2 仮営業所設置工事費用の調査

業務内容 〈調査及び積算、調査、積算〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
仮 営 業 所 設 置 プ レ ハ ブ リ ー ス	事業所				
仮 営 業 所 設 置 賃 貸 物 件	事業所				

表 3 - 5 居住者に関する調査

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
居 住 者 調 査	世 帯				

表 3 - 6 動産に関する調査 業務内容〈調査及び積算、調査、積算〉(該当項目を○で囲む。)

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
一 般 住 家		戸				
農 家 住 家		戸				
店 舗	床面積 50 ㎡未満	店舗				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	店舗				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	店舗				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	店舗				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	店舗				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	店舗				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	店舗				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	店舗				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	店舗				
	床面積 5000 ㎡以上	店舗				
事 務 所	床面積 50 ㎡未満	事業所				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	事業所				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	事業所				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	床面積 5000 ㎡以上	事業所				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

区 分	規 模	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
工 場	床面積 50 ㎡未満	事業所				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	事業所				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	事業所				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	床面積 5000 ㎡以上	事業所				
倉 庫	床面積 50 ㎡未満	事業所				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	事業所				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	事業所				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	床面積 5000 ㎡以上	事業所				

表 3－8 その他通損に関する積算

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
仮 住 居 等 積 算	世 帯				
移 転 雑 費 等 積 算	世 帯				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

Ⅱ－４ 消費税等調査

表４－２ 消費税等調査

営業調査等を伴わない事業者

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
消 費 税 等 調 査	事業者				

営業調査等を伴う事業者（営業補償対象外）

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
消 費 税 等 調 査	事業者				

Ⅱ－５ 予備調査

表５－２ 企業内容等の調査

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
企 業 内 容 等 の 調 査	事業所		事業所の概数		事業所の実数

表５－３ 敷地使用実態の調査

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
敷地使用実態の調査	敷地面積 300 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 500 ㎡以上 800 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 800 ㎡以上 1300 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 1300 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 5000 ㎡以上 7000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 7000 ㎡以上 10000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 10000 ㎡以上 15000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 15000 ㎡以上 25000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 25000 ㎡以上	事業所				

表 5－5 建物調査

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
建 物	延面積 200 ㎡未満	棟				
	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	棟				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	棟				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	棟				
	延面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	棟				
	延面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	棟				
	延面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	棟				
	延面積 3000 ㎡以上 4000 ㎡未満	棟				
	延面積 4000 ㎡以上 5000 ㎡未満	棟				
	延面積 5000 ㎡以上 7000 ㎡未満	棟				
	延面積 7000 ㎡以上 10000 ㎡未満	棟				
	延面積 10000 ㎡以上 15000 ㎡未満	棟				
	延面積 15000 ㎡以上	棟				

表 5－7 機械設備等調査

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
機械設備等	設備面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	事業所				
	設備面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	設備面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	設備面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 5000 ㎡以上 8000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 8000 ㎡以上 12000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 12000 ㎡以上 20000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 20000 ㎡以上 30000 ㎡未満	事業所				
	設備面積 30000 ㎡以上	事業所				

表5－9 移転計画案の作成

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
移 転 計 画 案 の 作 成	敷地面積 300 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 500 ㎡以上 800 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 800 ㎡以上 1300 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 1300 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 5000 ㎡以上 7000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 7000 ㎡以上 10000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 10000 ㎡以上 15000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 15000 ㎡以上 25000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 25000 ㎡以上	事業所				

Ⅱ－6 移転工法案の検討

表6－3 企業内容等の把握

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
企 業 内 容 等 の 把 握	事業所		事業所の概数		事業所の実数

表6－4 敷地使用実態の把握 予備調査〈有・無〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
敷地使用実態 の 把 握	敷地面積 300 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 500 ㎡以上 800 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 800 ㎡以上 1300 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 1300 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 5000 ㎡以上 7000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 7000 ㎡以上 10000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 10000 ㎡以上 15000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 15000 ㎡以上 25000 ㎡未満	事業所				
	敷地面積 25000 ㎡以上	事業所				

表 6-6 移転工法案の作成

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
移 転 工 法 案 の 作 成	敷地面積 300 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 500 ㎡以上 800 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 800 ㎡以上 1300 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 1300 ㎡以上 2000 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 5000 ㎡以上 7000 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 7000 ㎡ 10000 ㎡未満	権利者	無				
			有				
	敷地面積 10000 ㎡ 15000 ㎡未満	権利者	無				
			有				
敷地面積 15000 ㎡ 25000 ㎡未満	権利者	無					
		有					
敷地面積 25000 ㎡以上	権利者	無					
		有					

表 6-9 照応建物の詳細設計

用途区分＜イ、ロ、ハ＞ 図面サイズ＜A 1、A 2＞ 依頼度＜1.00、0.80、0.60、0.40＞

[illegible]

表 6-11 機械設備設計

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	事業所				
ロ	0.2 台未満	事業所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ	1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	事業所				
ロ	0.2 台未満	事業所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ	1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	事業所				
ロ	0.2 台未満	事業所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ	1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	事業所				
ロ	0.2 台未満	事業所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ	1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	事業所				
ロ	0.2 台未満	事業所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ	1.0 台以上	事業所				

表 6－12 機械設備（生産設備）の見積

機械設備 A・B に相当

	単 位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

機械設備 C・D に相当

	単 位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

機械設備 E に相当

	単 位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

表 6－15 生産設備設計

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈D〉

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	箇 所				
ロ	0.2 台未満	箇 所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	箇 所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	箇 所				
ホ	1.0 台以上	箇 所				

詳細設計

木造建物 業務内容〈図面等及び積算〉

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木 造 建 物 〔 I 〕	延面積 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟	無				
			有				
木 造 建 物 〔 II 〕	延面積 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟	無				
			有				
木 造 建 物 〔 III 〕	延面積 70 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟	無				
			有				

木造特殊建物 業務内容〈図面等及び積算〉

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木造特殊建物	延面積 50 m ² 未満	棟	無				
			有				
	延面積 50 m ² 以上 70 m ² 未満	棟	無				
			有				
	延面積 70 m ² 以上 130 m ² 未満	棟	無				
			有				
	延面積 130 m ² 以上 200 m ² 未満	棟	無				
			有				
	延面積 200 m ² 以上 300 m ² 未満	棟	無				
			有				
	延面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	棟	無				
			有				
	延面積 500 m ² 以上	棟	無				
			有				

非木造建物の調査 業務内容〈図面等及び積算、図面等、積算〉（該当項目を○で囲む。）
 非木造建物 〈Ⅰ A、Ⅰ B、Ⅱ C、Ⅱ D〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算		無		有			無		有		
予備調査		無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟									
	ロ	棟									
	ハ	棟									

非木造建物 〈Ⅰ A、Ⅰ B、Ⅱ C、Ⅱ D〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算		無		有			無		有		
予備調査		無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟									
	ロ	棟									
	ハ	棟									

非木造建物 〈Ⅰ A、Ⅰ B、Ⅱ C、Ⅱ D〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算		無		有			無		有		
予備調査		無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟									
	ロ	棟									
	ハ	棟									

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

		単位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
構造計算			無		有			無		有		
予備調査			無	有	無	有		無	有	無	有	
用途区分	イ	棟										
	ロ	棟										
	ハ	棟										

附帯工作物 業務内容〈図面等及び積算〉

		規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
住 宅 敷 地 A		敷地面積 150 m ² 未満	戸	無				
				有				
住 宅 敷 地 B		敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	戸	無				
				有				
住 宅 敷 地 C		敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	戸	無				
				有				
農 家 敷 地 A		敷地面積 600 m ² 以上 1000 m ² 未満	戸	無				
				有				
農 家 敷 地 B		敷地面積 1000 m ² 以上	戸	無				
				有				
工場、神社、 仏閣等の敷地		敷地面積 500 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 2000 m ² 以上 4000 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 4000 m ² 以上 8000 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 8000 m ² 以上 12000 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 12000 m ² 以上 20000 m ² 未満	箇 所	無				
				有				
		敷地面積 20000 m ² 以上	箇 所	無				
				有				
独 立 工 作 物			箇 所	無				
				有				

庭園 業務内容〈図面等及び積算〉

区 分	規 模	単位	予備調査	予定数量	備 考	変更数量	備 考
庭 園 A	延面積 200 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
庭 園 B	延面積 200 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
庭 園 C	延面積 200 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 1000 ㎡以上 2000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 2000 ㎡以上 5000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
庭 園 C	延面積 5000 ㎡以上 10000 ㎡未満	箇所	無				
			有				
	延面積 10000 ㎡以上	箇所	無				
			有				

Ⅱ－７ 再算定業務

木造建物 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木 造 建 物 〔Ⅰ〕	延面積 70 ㎡未満	棟				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟				
	延面積 450 ㎡以上 600 ㎡未満	棟				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	棟				
	延面積 1000 ㎡以上	棟				
木 造 建 物 〔Ⅱ〕	延面積 70 ㎡未満	棟				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟				
	延面積 450 ㎡以上 600 ㎡未満	棟				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	棟				
	延面積 1000 ㎡以上	棟				
木 造 建 物 〔Ⅲ〕	延面積 70 ㎡未満	棟				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟				
	延面積 300 ㎡以上 450 ㎡未満	棟				
	延面積 450 ㎡以上 600 ㎡未満	棟				
	延面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	棟				
	延面積 1000 ㎡以上	棟				

木造特殊建物 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
木造特殊建物	延面積 50 ㎡未満	棟				
	延面積 50 ㎡以上 70 ㎡未満	棟				
	延面積 70 ㎡以上 130 ㎡未満	棟				
	延面積 130 ㎡以上 200 ㎡未満	棟				
	延面積 200 ㎡以上 300 ㎡未満	棟				
	延面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	棟				
	延面積 500 ㎡以上	棟				

※ 工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

非木造建物 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）
 非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 ㎡ 以上 ㎡ 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構造計算		無 有		無 有	
用途区分	イ	棟			
	ロ	棟			
	ハ	棟			

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 ㎡ 以上 ㎡ 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構造計算		無 有		無 有	
用途区分	イ	棟			
	ロ	棟			
	ハ	棟			

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 ㎡ 以上 ㎡ 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構造計算		無 有		無 有	
用途区分	イ	棟			
	ロ	棟			
	ハ	棟			

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 ㎡ 以上 ㎡ 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構造計算		無 有		無 有	
用途区分	イ	棟			
	ロ	棟			
	ハ	棟			

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 ㎡ 以上 ㎡ 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構造計算		無 有		無 有	
用途区分	イ	棟			
	ロ	棟			
	ハ	棟			

非木造建物 〈ⅠＡ、ⅠＢ、ⅡＣ、ⅡＤ〉（該当事項を○で囲む。）
 規模〈 ㎡ 以上 ㎡ 未満〉（規模を記入する。）

	単位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構造計算		無 有		無 有	
用途区分	イ	棟			
	ロ	棟			
	ハ	棟			

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

建物の法令適合性の調査 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
法令適合性調査（１）	棟				
法令適合性調査（２）	棟				
法令適合性調査（３）	棟				

機械設備 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）
機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ 無	事業所				
ロ 0.2 台未満	事業所				
ハ 0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ 0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ 1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ 無	事業所				
ロ 0.2 台未満	事業所				
ハ 0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ 0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ 1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ 無	事業所				
ロ 0.2 台未満	事業所				
ハ 0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ 0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ 1.0 台以上	事業所				

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m^2 以上 m^2 未満〉（規模を記入する。）

100 m^2 当たり見積台数	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ 無	事業所				
ロ 0.2 台未満	事業所				
ハ 0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ 0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ 1.0 台以上	事業所				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

機械設備〈A、B、C、D、E〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	事業所				
ロ	0.2 台未満	事業所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	事業所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	事業所				
ホ	1.0 台以上	事業所				

機械設備（生産設備）の見積 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）
機械設備 A・B に相当

	単 位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

機械設備 C・D に相当

	単 位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

機械設備 E に相当

	単 位	予 定 数 量				備 考	変 更 数 量				備 考
類似する機械設備		無		有			無		有		
現 地 調 査		困 難	可 能	困 難	可 能		困 難	可 能	困 難	可 能	
装 置 台 数	台										

生産設備 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）
生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈A、B、C〉（該当事項を○で囲む。）

規模〈 m² 以上 m² 未満〉（規模を記入する。）

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ	無	設 備				
ロ	0.2 台未満	設 備				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	設 備				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	設 備				
ホ	1.0 台以上	設 備				

生産設備〈D〉

100 m ² 当たり見積台数		単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
イ	無	箇 所				
ロ	0.2 台未満	箇 所				
ハ	0.2 台以上 0.5 台未満	箇 所				
ニ	0.5 台以上 1.0 台未満	箇 所				
ホ	1.0 台以上	箇 所				

附帯工作物 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉 （該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
住 宅 敷 地 A	敷地面積 150 m ² 未満	戸				
住 宅 敷 地 B	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	戸				
住 宅 敷 地 C	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	戸				
農 家 敷 地 A	敷地面積 600 m ² 以上 1000 m ² 未満	戸				
農 家 敷 地 B	敷地面積 1000 m ² 以上	戸				
工 場、神 社、 仏 閣 等 の 敷 地	敷地面積 500 m ² 未満	箇 所				
	敷地面積 500 m ² 以上 1000 m ² 未満	箇 所				
	敷地面積 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	箇 所				
	敷地面積 2000 m ² 以上 4000 m ² 未満	箇 所				
	敷地面積 4000 m ² 以上 8000 m ² 未満	箇 所				
	敷地面積 8000 m ² 以上 12000 m ² 未満	箇 所				
	敷地面積 12000 m ² 以上 20000 m ² 未満	箇 所				
独 立 工 作 物	敷地面積 20000 m ² 以上	箇 所				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

立竹木 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分		単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
			毎木調査	面積調査		毎木調査	面積調査	
用 材 林	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
薪炭林立木	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
収 穫 樹	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
竹 木	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						
苗 木 (植栽畑)	平 坦 地	1000 m ²						
	丘 陵 地	1000 m ²						
	傾 斜 地	1000 m ²						
	急傾斜地	1000 m ²						

庭園 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
庭 園 A	延面積 200 m ² 未満	箇所				
	延面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満	箇所				
	延面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	箇所				
	延面積 600 m ² 以上 1000 m ² 未満	箇所				
	延面積 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	箇所				
	延面積 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満	箇所				
	延面積 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満	箇所				
	延面積 10000 m ² 以上	箇所				
庭 園 B	延面積 200 m ² 未満	箇所				
	延面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満	箇所				
	延面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	箇所				
	延面積 600 m ² 以上 1000 m ² 未満	箇所				
	延面積 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	箇所				
	延面積 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満	箇所				
	延面積 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満	箇所				
	延面積 10000 m ² 以上	箇所				
庭 園 C	延面積 200 m ² 未満	箇所				
	延面積 200 m ² 以上 400 m ² 未満	箇所				
	延面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	箇所				
	延面積 600 m ² 以上 1000 m ² 未満	箇所				
	延面積 1000 m ² 以上 2000 m ² 未満	箇所				
	延面積 2000 m ² 以上 5000 m ² 未満	箇所				
	延面積 5000 m ² 以上 10000 m ² 未満	箇所				
	延面積 10000 m ² 以上	箇所				

墳墓等 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
墳 墓 A	3 画地程度（10 m ² 当たり）	10 m ²				
墳 墓 B	5 画地程度（10 m ² 当たり）	10 m ²				
墳 墓 C	7 画地程度（10 m ² 当たり）	10 m ²				
墳 墓 D	3～5 基（画地）程度（10 m ² 当たり）	10 m ²				
墳 墓 E	7 基（画地）以上（10 m ² 当たり）	10 m ²				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

建物の残地移転要件の該当性の検討 業務内容〈再調査のみ〉

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
建 物 の 残 地 移 転 要 件 の 該 当 性 の 検 討	権利者				

構内再築建物の設計案の作成等 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
構 内 再 築 建 物 の 設 計 案 の 作 成 等	棟				

営業 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
営 業 A	事業所				
営 業 B	事業所				
営 業 C	事業所				
営 業 D	事業所				
営 業 E	事業所				

仮営業所設置 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
仮 営 業 所 設 置 プ レ ハ ブ リ ー ス	事業所				
仮 営 業 所 設 置 賃 貸 物 件	事業所				

居住者に関する調査〈再調査のみ〉

区 分	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
居 住 者 調 査	世 帯				

※工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

動産 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	規 模	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
一 般 住 家		戸				
農 家 住 家		戸				
店 舗	床面積 50 ㎡未満	店 舗				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	店 舗				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	店 舗				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	店 舗				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	店 舗				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	店 舗				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	店 舗				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	店 舗				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	店 舗				
	床面積 5000 ㎡以上	店 舗				
事 務 所	床面積 50 ㎡未満	事業所				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	事業所				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	事業所				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	床面積 5000 ㎡以上	事業所				
工 場	床面積 50 ㎡未満	事業所				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	事業所				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	事業所				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	床面積 5000 ㎡以上	事業所				
倉 庫	床面積 50 ㎡未満	事業所				
	床面積 50 ㎡以上 150 ㎡未満	事業所				
	床面積 150 ㎡以上 350 ㎡未満	事業所				
	床面積 350 ㎡以上 600 ㎡未満	事業所				
	床面積 600 ㎡以上 1000 ㎡未満	事業所				
	床面積 1000 ㎡以上 1500 ㎡未満	事業所				
	床面積 1500 ㎡以上 2000 ㎡未満	事業所				
	床面積 2000 ㎡以上 3000 ㎡未満	事業所				
	床面積 3000 ㎡以上 5000 ㎡未満	事業所				
	床面積 5000 ㎡以上	事業所				

その他通損に関する積算 業務内容〈再積算、再調査（積算含む。）〉（該当項目を○で囲む。）

区 分	単 位	予 定 数 量	備 考	変 更 数 量	備 考
仮 住 居 等 積 算	世 帯				
移 転 雑 費 等 積 算	世 帯				

※ 工法加算がある場合は、備考欄に加算数を記入すること。

Ⅱ－８ 事業認定申請図書等の作成

業務内容 〈 １ 協議用資料作成及び申請図書作成 ２ 協議用資料作成 ３ 申請図書作成〉
(該当番号を○で囲む。)

関連事業 〈 無、有 〉 (該当番号を○で囲む。)

表８－２ 現地調査等

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
現 地 調 査 等	１業務		電子計算機の場合は、自動		電子計算機の場合は、自動

表８－３ 資料の収集及び作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
資料の収集及び作成	１業務		電子計算機の場合は、自動		電子計算機の場合は、自動

表８－４ 調書等の作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
調書などの作成	１業務		電子計算機の場合は、自動		電子計算機の場合は、自動

表８－５ 添付図面の作成

業務種目	単 位	予 定 数 量		備 考	変 更 数 量		備 考
		協議用 資 料	申 請 図 書		協議用 資 料	申 請 図 書	
添付図面 の 作 成	種 類			発注予定の添付図面の種類数			実績の添付図面の種類数
				イ 起業地表示図			イ 起業地表示図
				ロ 法４条地表示図			ロ 法４条地表示図
				ハ 関連事業表示図			ハ 関連事業表示図
				ニ 法４条地管理者意見照会添付図			ニ 法４条地管理者意見照会添付図
				ホ 起業地計画図等			ホ 起業地計画図等
				ヘ 法令制限地表示図			ヘ 法令制限地表示図
				ト 許認可等土地表示図			ト 許認可等土地表示図
				チ 参考資料として必要な図面			チ 参考資料として必要な図面
				リ その他必要と認められる図面			リ その他必要と認められる図面

事業認定の規模

業 務 種 類	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
道 路 、 河 川 等	km				
ダ ム 、 飛 行 場 等	ha				
学 校 、 庁 舎 等	m ²				

裁決申請図書作成

表 8－7 準備打合せ

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
準 備 打 合 せ	件				

表 8－8 資料の整理・検討

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
資 料 の 整 理 ・ 検 討	件				

表 8－9 裁決申請書（案）作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
裁 決 申 請 書 （ 案 ） 作 成	件				

表 8－10 裁決添付図面作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
裁 決 添 付 図 面 作 成	件				

事業認定の規模

事 業 の 種 類	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
道 路 、 河 川 等	km				
ダ ム 、 飛 行 場 等	ha				
学 校 、 庁 舎 等	m ²				

表 8－11 調書添付図面作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
調 書 添 付 図 面 作 成	筆				

表 8－12 参考資料作成

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
参 考 資 料 作 成	件				

明渡申立図書作成

表 8－13、14 準備打合せ

業 務 種 目	単 位	予定数量		備 考	変更数量		備 考
		物件有	物件無		物件有	物件無	
準 備 打 合 せ	件						

表 8－15 資料の整理・検討

業 務 種 目	単 位	予定数量	備 考	変更数量	備 考
資 料 の 整 理 ・ 検 討	件				

表 8－16、17 明渡申立書（案）作成

業 務 種 目	単 位	予定数量		備 考	変更数量		備 考
		物件有	物件無		物件有	物件無	
裁 決 申 立 書 （ 案 ） 作 成	件						

表 8－18 参考資料作成

業 務 種 目	単 位	予定数量		備 考	変更数量		備 考
		単 独 裁 決 有			単 独 裁 決 有		
参 考 資 料 作 成	件						

登記簿等閲覧手数料について（通知）

用地調査等共通仕様書第 42 条から第 45 条までに定める業務を委託に付す場合における登記手数料令第 7 条については、建設省建設経済局調整課が法務省民事局第三課と協議した結果、「国又は地方公共団体の委託により測量事業を行う測量会社等の役職員が登記簿等の閲覧を請求する場合には、登記手数料令第 7 条の規定は適用されない。」との見解を得たものである。

従って、当面の措置として、用地調査等共通仕様書第 42 条から第 45 条までに定める業務を委託に付す場合には、用地調査等業務積算資料第 2 部第 2 編第 1 章第 9 閲覧申請書等の交付によることなく、同資料第 1 部 5 登記簿等閲覧手数料記載の単価により登記手数料令第 3 条に規定する手数料を直接経費として計上して差し支えない。

なお、この取扱いは、昭和 60 年 7 月 1 日から適用するものとする。